令和５年度柴田町議会１２月会議会議録（第１号）

出席議員（１８名）

１番	石森靖明 君	２番	伊東　潤 君
３番	吉田　清 君	４番	小田部峰之 君
５番	森　裕樹 君	６番	加藤　滋 君
７番	安藤義憲 君	８番	佐久間光洋 君
９番	平間幸弘 君	１０番	桜場政行 君
１１番	吉田和夫 君	１２番	秋本好則 君
１３番	大坂三男 君	１４番	佐々木裕子 君
１５番	広沢　真 君	１６番	白内恵美子 君
１７番	平間奈緒美 君	１８番	髙橋たい子 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口　茂 君
副町長	水戸英義 君
会計管理者兼 会計課長	一条敏貴 君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	加藤栄一 君
まちづくり政策課長	沖館淳一 君
財政課長	藤原輝美幸 君
税務課長	遠藤　稔 君
町民環境課長	日置幸枝 君
健康推進課長	佐藤正人 君

福　祉　課　長	佐　藤　　潤　君
子ども家庭課長	工　藤　昌　之　君
農　政　課　長　併 農業委員会事務局長	熊　谷　英　樹　君
商工観光課長	天　野　　敬　君
都市建設課長	池　田　清　勝　君
上下水道課長	平　間　一　行　君
危　機　管　理　監	平　間　信　弘　君

教育委員会部局

教　　育　　長	船　迫　邦　則　君
教育総務課長	小　林　威　仁　君
生涯学習課長	大　宮　かつ子　君
スポーツ振興課長	杉　本　龍　司　君

その他の部局

代表監査委員	大　宮　正　博　君

事務局職員出席者

議会事務局長	大　山　　薫
次　　長	高　木　信　孝
主　　幹	今　野　裕　介
主　　事	佐　藤　麻　美

議　事　日　程　（第１号）

令和５年１２月４日（月曜日）　午前９時３０分　再　会

第　１　会議録署名議員の指名

第　２　開催期間の決定

第　３　諸報告

（１）議長報告

（２）町政報告

第　４　議案第２９号　監査委員の選任について

第　５　議案第３０号　町道路線の変更について

第　６　議案第３１号　町道路線の認定について

第　７　議案第３２号　柴田町立幼稚園の設置に関する条例及び柴田町立幼稚園授業料徴収条例の廃止等に関する条例

第　８　議案第３３号　柴田町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例

第　９　議案第３４号　柴田町地域福祉センター条例の一部を改正する条例

第１０　議案第３５号　柴田町太陽の村条例の一部を改正する条例

第１１　議案第３６号　柴田町観光施設条例の一部を改正する条例

第１２　議案第３７号　柴田町駐車場条例及び柴田町自転車駐車場条例の一部を改正する条例

第１３　議案第３８号　令和５年度柴田町一般会計補正予算

第１４　議案第３９号　令和５年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

第１５　議案第４０号　令和５年度柴田町介護保険特別会計補正予算

第１６　議案第４１号　令和５年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

第１７　議案第４２号　令和５年度柴田町水道事業会計補正予算

第１８　議案第４３号　令和５年度柴田町下水道事業会計補正予算

第１９　一般質問

（１）　大　坂　三　男　議員

（２）　平　間　奈緒美　議員

（３）　吉　田　和　夫　議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前９時３０分　　再　会

○議長（髙橋たい子君）　おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより令和５年度柴田町議会12月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（髙橋たい子君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において５番森裕樹君、６番加藤滋君を指名いたします。

日程第２　開催期間の決定

○議長（髙橋たい子君）　日程第２、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。12月会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日から12月７日までの４日間と意見が一致いたしました。よって、12月会議の開催期間は本日から12月７日までとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　異議なしと認めます。よって、開催期間は本日から12月７日までと決定いたしました。

なお、開催期間中の日程については、あらかじめお手元に配付しました日程予定表により議事の進行を図りますので、ご了承願います。

なお、12月会議中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

日程第３　諸報告

○議長（髙橋たい子君）　日程第３、諸報告を行います。

議長としての報告事項は、報告書としてお手元に配付いたしましたので、これをもって報告といたします。

町政報告については、町長からの通告がありますので、町長の登壇を許します。町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　報告事項は４件でございます。

まず、令和５年度柴田町地震対策総合防災訓練について申し上げます。

去る10月15日、船岡小学校を会場に、柴田町地震対策総合防災訓練を実施いたしました。平成29年度に船迫中学校で実施して以来、令和元年度は降雨により、令和３年度は新型コロナ禍の影響により中止となり、６年ぶりの実施となりました。

この訓練は、東日本大震災の教訓を踏まえ、今後も高い確率で発生が予想される大規模地震災害などの発生に備えるため、地域住民、防災関係機関及び各種団体が一体となり、地震災害に対する防災体制の確立と、町民の防災意識の高揚を図ることを目的としたものです。

早朝から小雨が降る中での実施でしたが、訓練には、第２区、第６Ａ区、第７Ａ区、第７Ｂ区、第９Ａ区、第９Ｂ区の各行政区の自主防災組織６団体をはじめ、柴田町消防団、柴田町婦人防火クラブ連合会、柴田消防署などの町内関係機関及び陸上自衛隊、大河原警察署、さらに町と災害協定を結んでいる企業など36団体、約750人に参加いただきました。

地区住民安否確認訓練をはじめ、避難誘導訓練、炊き出し訓練、ライフライン復旧訓練、救出・救護・応急手当訓練などの24種目の実践的な訓練を実施することができました。特に、火災防ぎょ訓練では、水利確保に初めてミキサー車を活用したほか、倒壊したブロック塀や家屋から被災者を救出し、搬送、応急手当てまでの人命救助に係る訓練に自主防災組織と一緒に船岡中学校の生徒にも参加いただきました。また、船岡小学校の５、６年生の児童には、防災学習を兼ねて煙中通過訓練や水中歩行疑似体験などにも参加してもらいました。

今後、町といたしましては、小中学生をはじめ多くの町民の防災意識向上に努め、「自分の身は自分で守る」ことを基本にしながら、自助、共助、公助のバランスの取れた、災害に強いまちづくりに最善を尽くしてまいります。

降雨による悪天候の中、議員各位をはじめ関係機関のご支援、ご協力に対し深く感謝を申し上げ、報告といたします。

２点目、令和５年度まちづくり住民懇談会の開催について申し上げます。

住民への情報の発信、提供を図りながら、住民の意見を行政運営に反映できるよう、広聴活動の一環として、11月10日と11日の２日間、船岡地区、槻木地区、船迫地区の３会場において、まちづくり住民懇談会を開催し、合計85人に参加いただきました。

懇談会の内容としましては、今年度の主な町の仕事の内容と財政面から見た町政運営の実情について、

住民の皆さんに説明したほか、町の重要な事業や条例について意見をいただくため、「図書館を核とした交流ゾーンの整備による市街地の賑わい創出事業」「公立保育所の民営化等」「柴田町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（案）」の３点について説明いたしました。

「図書館を核とした交流ゾーンの整備による市街地の賑わい創出事業」につきましては、事業費の財源や新図書館の各種目標値などについて質問や意見をいただき、今後の事業推進に当たり大変有意義な意見交換をいたしました。

「公立保育所の民営化等」につきましては、民営化を進める上でセーフティネットの確保や、気になる子への配慮、保育士への負担軽減に対する意見をいただき、町としては、保育サービスの質と量の両方を十分に確保した上で民営化を進めていくことを説明いたしました。

「柴田町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（案）」につきましては、対象住民等の範囲の確認や、発電施設建設中に災害等の危険が判明した場合の対応についての質問がありました。町からは、工事に係る指導権限は、当該設置許可を所管する関係省庁にあることや、許認可を受けたものであっても、対象となる住民へ説明を尽くし、納得いただいたものの申請を受理するという手続の流れについて説明いたしました。

このほか、意見交換では、いじめの問題のほか、水害対策についての意見がありました。

いじめ問題については、人と人とが集まるところには、いじめがあり得るという前提の下、いじめ見逃しゼロに取り組み、学年、学校全体でいじめに対応しており、３か月間の経過観察などを行うなど丁寧に対応していることや、いじめの報告件数は増えたものの、国へ報告が必要なケースまでは至っていないことなどを説明いたしました。

水害対策については、阿武隈川及び白石川の治水対策は町単独では行えないことから、より一層、国、県との連携を図り、粘り強く要望を継続していくことや、町が今後予定している水害対策を説明いたしました。

今回の住民懇談会で提案された意見等については、速やかに対応するとともに、時間を要する案件は継続的に検討を行ってまいります。

今後とも、住民の皆様のご意見を町政運営に反映できるよう努めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、報告といたします。

３点目、社会インフラ整備事業の進捗状況について申し上げます。

初めに、町道富沢16号線道路改良事業についてですが、平成22年度から国の交付金を活用し、全体事業費15億4,700万円の計画で事業を進めてまいりました。

11月末現在で工事の進捗率は78％であるものの、町道本体の車道及び歩道部の表層工まで完了し、その必要性から、既に工事路線を開放しており、通行が可能な状態になっております。

残すは、主要地方道亘理村田蔵王線との交差点部に右折レーンを設ける工事と道路照明灯の設置工事になります。

次に、鷺沼排水区５号調整池整備事業についてですが、平成27年度から国の交付金を活用し、全体事業費を52億1,793万円で進めてまいりました。調整池本体工事、導水路、排水ポンプの設置が完成しており、調整池は稼働できる状況となっております。

残すは、安全対策としての防護柵設置工事や道路安全施設復旧、調整池周りの舗装工などの外構工事となります。

いずれの工事も今年度末に完成予定で、完成後は町民の皆さんに安全で快適な本町の社会インフラを実感していただけるのではないかと思っております。

今後も、町内交通網の整備や水害・冠水対策の強化を図り、安全・安心で快適なまちづくりに努めてまいります。

４点目、しばたスマートアグリタウン推進事業の進捗状況について申し上げます。

しばたスマートアグリタウン推進事業は、少子高齢化や担い手不足が深刻化している農業において、作業時間の短縮や身体的負担の軽減を目的としたスマート農業の導入を推進するため、通常の機械より価格が高いスマート農業機械の購入費用の半額を町が補助するものです。

令和５年８月から、この事業を実施し、これまでに８経営体に対し補助金の交付決定を行い、交付決定の内容は、ＧＰＳつきトラクター４台、ＧＰＳつき田植機３台、農業用ドローン１台、ラジコン草刈り機１台が導入される予定で、交付決定総額は11月27日現在で1,995万円でございます。

事業の実施に先立ち、農業用ドローンによる下名生地区での水稲播種や葉坂地区でのデモフライトの見学会には多くの農業関係者が集まり、スマート農業に対する関心の高さがうかがえました。また、スマート農業は、町がこれまで推進している圃場整備事業により大区画化された農地で、さらなる効率化が期待できるものと考えております。

今後も、関係機関と連携してスマート農業を推進してまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、報告といたします。

以上でございます。

○議長（髙橋たい子君）　**これより議会運営基準により質疑を許します。**

質疑は１人１回です。質疑に当たっては、一般質問に触れないようにお願いします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

日程第４　議案第２９号　監査委員の選任について

○議長（髙橋たい子君）　お諮りいたします。日程第４、議案第29号監査委員の選任については人事案件でありますので、議員全員協議会にお諮りしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　異議なしと認めます。これより直ちに委員会室において全員協議会を開催いたしますので、ご参集お願いいたします。

それでは、ただいまから休憩いたします。

なお、議員全員協議会終了次第、再開いたします。

午前９時４４分　　休　憩

午前９時５０分　　再　開

○議長（髙橋たい子君）　再開いたします。

日程第４、議案第29号監査委員の選任についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　ただいま議題となりました議案第29号監査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

平成28年１月から現在まで２期８年間にわたり、町の代表監査委員として、柴田町の行財政全般について、公正中立な立場から監査を執行していただいておりました大宮正博氏が本年12月31日をもって任期満了となります。その後任として、関場孝夫氏を監査委員に選任したいので、ご提案を申し上げます。

関場孝夫氏は、昭和53年４月、柴田町に奉職して以来、槻木事務所長、税務課長などを歴任し、平成29年３月、定年により退職されましたが、行政運営に卓越し、また温厚な性格ゆえ、部下をはじめ町民からの信頼も厚く、公務に忠実な職員でありました。

つきましては、人格が高潔で、財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有すると認められる関場孝夫氏を町の監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第１項の規定により議会の同意を求めるものです。

何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋たい子君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより議案第29号監査委員の選任についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（髙橋たい子君）　起立総員であります。よって、議案第29号監査委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

日程第５　議案第３０号　町道路線の変更について

日程第６　議案第３１号　町道路線の認定について

○議長（髙橋たい子君）　日程第５、議案第30号町道路線の変更について、日程第６、議案第31号町道路線の認定について、以上２件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　ただいま一括議題となりました議案第30号町道路線の変更について及び議案第31号町道路線の認定についての提案理由を申し上げます。

議案第30号の町道路線の変更については、槻木白幡五丁目106の３地先から大字槻木字畑中63の４に位置する既認定路線の起点箇所の変更等をするものです。

議案第31号の町道路線の認定については、議案第30号の町道路線の変更により認定外となりました槻木白幡五丁目148の２地先から槻木白幡五丁目146地先までの区間を新規路線として認定するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君）　それでは、詳細の説明をさせていただきます。

議案書５ページの議案第30号町道路線の変更について及び議案書７ページの議案第31号町道路線の認定について、関連がございますので、一括して説明をさせていただきます。

今回の町道路線の変更及び町道路線の認定につきましては、槻木白幡五丁目地区の町道槻木10号線につながる国土交通省管理の雑種地、現況は道路になっております部分につきまして、このたび国土交通省から町に道路用地として移管されることになりましたので、議案として提出させていただいたものになります。

それでは、お配りしております議案第30号関係資料をご覧ください。

町道槻木10号線の変更路線の詳細図になります。右下の凡例に記載しておりますとおり、青色の破線表記が変更前の路線、赤色の実線表記が変更後の路線になります。路線の起点を丸印、終点を矢印表記にしております。

変更点としましては、町道の起点を、移管を受けます部分、図上右側に移動し、北方向に約60メートルの区間を直線的に変更する内容になります。その後、終点までの変更はございません。

続きまして、議案第31号の関係資料をご覧ください。

新たに町道槻木191号線として認定いたします路線図になります。

まず、説明をさせていただいております国土交通省から町道として移管を受けます部分が水色で塗り潰した箇所になります。この部分は、国道４号の槻木高架橋を整備する際に、工事車両等の通行に供するために取付け道路とされた部分になっております。

改めまして、赤色の実線で表記しております部分が、新たに町道槻木191号線として認定する路線になります。

このたび国土交通省から移管される用地を町道槻木10号線といたしますことで、従来の町道槻木10号線として管理をしておりました起点から68.9メートルの区間について、引き続き町道として管理していくこととするために、町道名を槻木191号線として新たに認定をお願いするものでございます。

それでは、議案書５ページにお戻りください。

変更いたします町道の路線名は、槻木10号線になります。町道の起点につきまして、柴田町槻木白幡五丁目106の３地先から、同じく槻木白幡五丁目144の１地先に変更し、終点につきまして、柴田町大字槻木字畑中63の４地先から、柴田町槻木新町一丁目53の11地先に変更するものです。

なお、先ほど終点の変更はありませんとご説明しておりますが、地番の表示上、現在、大字槻木字畑中63の４は、槻木新町一丁目53の11と改正されておりますので、実際に場所の変更はありませんが、終点部の地先につきまして、現行への変更とするものでございます。

続きまして、議案書７ページをお開きください。

議案第31号町道路線の認定になります。新たに認定をお願いいたします町道の路線名は、槻木191号線になります。

路線の起点は、柴田町槻木白幡五丁目148の２地先となり、終点につきましては、柴田町槻木白幡五丁目146地先とするものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　本件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第７　議案第３２号　柴田町立幼稚園の設置に関する条例及び柴田町立幼稚園授業料徴収条例の廃止等に関する条例

○議長（髙橋たい子君）　日程第７、議案第32号柴田町立幼稚園の設置に関する条例及び柴田町立幼稚園授業料徴収条例の廃止等に関する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　ただいま議題となりました議案第32号柴田町立幼稚園の設置に関する条例及び柴田町立幼稚園授業料徴収条例の廃止等に関する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、令和６年３月31日をもって柴田町立第一幼稚園が閉園することに伴い、町立幼稚園がなくなることから、柴田町立幼稚園の設置に関する条例及び柴田町立幼稚園授業料徴収条例を廃止し、併せて関係条例の改正を行うものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　補足説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　議案第32号柴田町立幼稚園の設置に関する条例及び柴田町立幼稚園授業料徴収条例の廃止等に関する条例について、詳細説明をいたします。

昭和51年に開園いたしました柴田町立第一幼稚園ですが、幼児教育、保育の無償化の実施、民間保育園での幼児教育の場が広く確保されてきたことなどから、公立幼稚園としての役割を終えたものと判断し、今年度で閉園することとなりました。

つきましては、閉園するための条例の廃止と関連する条例の改正を行うものです。

それでは、条例の説明になります。

第１条です。柴田町立幼稚園の設置に関する条例と柴田町立幼稚園授業料徴収条例をそれぞれ廃止するものです。

続きまして、関連条例の改正です。

第２条です。特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例中、別表第３、校医の報酬の算定区分から「園児」を削除いたします。

第３条です。９ページから11ページになります。議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例中、第２条第１項第２号中、「及び柴田町立幼稚園」の削除と条例全体の字句の修正を行うものです。

第４条です。柴田町立学校及び柴田町立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災

害補償に関する条例について、題名と第１条からそれぞれ、「及び柴田町立幼稚園」を削除するものです。

続いて、附則です。この条例の施行日を令和６年４月１日とするものです。

附則第２項と第３項は、条例の廃止に伴う経過措置と条例の一部改正に伴う経過措置を定めたものです。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　本件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第８　議案第３３号　柴田町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例

○議長（髙橋たい子君）　日程第８、議案第33号柴田町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　ただいま議題となりました議案第33号柴田町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例についての提案理由を申し上げます。

国が温室効果ガスの排出量を削減し、脱炭素社会の実現を目指す一方で、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギー発電設備の設置に伴う安全面や防災面、景観や環境への影響等が懸念されていることから、地域住民等の生活環境と発電事業との調和を図るため、再生可能エネルギー発電設備の設置に関し、事業者の手続等必要な事項を定める条例を制定するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　補足説明を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（日置幸枝君）　それでは、議案第33号柴田町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の詳細説明をいたします。

議案書の13ページから17ページです。22条までの条例となります。

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出しない脱炭素エネルギーであるとともに、日本のエネルギー自給率向上にも寄与できる重要なエネルギー源です。

一方、発電事業の導入拡大に伴い、地球環境への影響及び適切な維持管理の問題なども生じてきています。このことから、自然環境等と発電事業との調和を図り、共生を目指すため、発電施設の適正な設置、維持管理、廃棄等の手続について、必要な事項を条例で定めるものです。

条例の内容となります。議案書13ページをご覧ください。

第１条は、条例を定める目的です。自然環境等と発電設備の調和を図るため、必要な事項を規定し、災害のない豊かで持続的な地域社会の発展に寄与することを目指します。

第２条は、条例において用いられる用語について、その意義を確定するために規定するものです。１号から、14ページに続きまして、９号まで規定しております。

続きまして、第３条から第６条までです。おのおのの区分ごとの責務について規定します。

第３条では、町は条例の適切な運用を図ることを規定します。

第４条では、事業者は法令を遵守し、地域との良好な関係の保持、発電設備等の適正管理や事業終了時の適正な措置などを規定します。

第５条では、町民に町の施策等への協力を求め、第６条では、土地所有者等に事業区域の土地の適正な管理と、条例に規定する手続への協力について求めるものです。

第７条は、条例の適用を受ける事業の規模と、適用外となる事業について規定します。

第８条は、特に配慮が必要と認められる区域を、発電設備の抑制区域と規定し、事業者に対し事業区域に含めないよう求めるものです。

第９条は、事業者による地域住民等説明会についての規定です。事業者は、発電出力10キロワット以上の発電事業の計画がある場合は、地域住民等とのコミュニケーション不足によるトラブルなどが心配されることから、必ず事業計画の初期の段階で説明会を開催し、事業の実施について理解を得る必要があります。

15ページになります。

第10条は、事業者と町の協議についての規定です。事業者は、あらかじめ町に事業計画に関する情報提供及び相談を行い、協議しなければならないことを規定し、事業区域内に抑制区域を含むときは、抑制区域内で想定される影響とその対策を町に申出しなければならないことを規定します。

第11条は、事業者に対して、町が協議結果を通知する規定です。この通知を受けるまでは、事業者は工事に着手してはならないことを規定します。

第12条、第13条は、工事に係る届出の規定です。工事に変更等があった場合には、町への届出義務と、町による事業区域の確認を規定します。

第14条は、発電設備について、安全かつ良好な状態に保つよう事業者に求め、発電設備が破損などにより第三者に被害を与えるおそれがある場合、町への報告の義務を規定します。

第15条は、事業者から相続、売買等により事業の譲渡を受けた者は、町に届出が必要なことを規定します。

16ページになります。

第16条は、発電事業が終了したときと発電設備の撤去が完了したときの事業者による町への届出義務

について規定します。

第17条は、町が必要と認めるとき、事業者に公告及び資料の提出を求めたり、町の職員が事業区域に立入りし、調査や質問を行うことができることを規定するものです。

第18条は、町が必要と認めるときは、事業者に必要な措置を講ずるよう助言、指導、勧告を行うことができることを規定します。

第19条は、正当な理由なく事業者が勧告に従わないとき、勧告の内容を公表することができること、また公表前に事業者に弁明の機会を与えることを規定します。

第20条は、発電設備を柴田町とほかの自治体にまたがる区域に設置する場合、当該、ほかの自治体で適用される関係法令のほか、この条例の規定も適用されることを規定するものです。

第21条は、土地所有者等が事業者と異なる場合、土地所有者等に事業の終了、報告及び立入調査、助言、指導または勧告、公表など、条例施行において必要な規定を適用することを規定します。

17ページになります。

第22条は、条例に規定される事項のほか、この条例の施行に必要な事項について、規則で定めることを規定するものです。

附則です。

第１項は、条例の施行期日です。令和６年４月１日から施行することを目指しております。

第２項から第３項は、条例の施行日前に着手した事業については、適用外となること、また条例施行日から起算して90日を経過する日までに着手する事業については、着手後速やかに町に手続を行うことを規定するものです。

議案第33号関係資料、柴田町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則（案）、５ページから６ページをご覧ください。

条例第８条の抑制区域については、関係法令の区分ごとに、規則第４条関係別表に定めております。

また、条例施行に必要な関係様式及び提出書類などを規則で定め、発電事業が住民との合意形成を図った上で計画され、稼働から終了まで適正に実施されるよう運用してまいります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　本件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第９　議案第３４号　柴田町地域福祉センター条例の一部を改正する条例

○議長（髙橋たい子君）　日程第９、議案第34号柴田町地域福祉センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　ただいま議題となりました議案第34号柴田町地域福祉センター条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、町内におけるデイサービスの提供体制が民間事業者の参入により充足している状況にあることから、令和元年東日本台風の浸水被害以降、事業を休止している柴田町地域福祉センターのデイサービスセンターを廃止するため、本条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐藤　潤君）　それでは、議案書19ページをご覧ください。

議案第34号柴田町地域福祉センター条例の一部を改正する条例の詳細説明をさせていただきます。

この改正は、平成12年12月に施行されました柴田町地域福祉センター条例中、地域福祉センターの構成機関でありますデイサービスセンターについて廃止するものです。

デイサービスセンターの経緯でございますが、介護保険制度が開始されました平成12年当時、地域福祉センター整備に伴い、在宅福祉の充実や在宅サービスの連携を図り、住民の利便の向上を図るために、在宅の通所系サービスの位置づけで、町が事業委託をして通所介護事業を開始しました。その後、平成26年には指定管理制度から使用許可制度に移行し、デイサービス事業を継続していただいておりました社会福祉法人へ有償貸与し、事業を継続しておりましたが、令和元年東日本台風による浸水被害により事業継続が不可能となったため、令和２年１月末をもって事業廃止、事業から撤退しております。

デイサービスセンター箇所については、台風の浸水被害による冷暖房装置等の災害復旧工事を経て、令和３年度においては役場庁舎等の耐震改修工事に伴う健康診査事業として利用し、令和４年度以降、社会福祉協議会や地域包括支援の各種事業等に利活用している状況でございます。

デイサービスセンターについては、介護保険制度の普及、定着とともに、町内の民間通所介護事業所のサービス提供体制が充足していること等を勘案し、柴田町地域福祉センターの構成機関としてのデイサービスセンターを廃止するものです。

条例の改正内容について説明いたします。

第３条及び第４条においては、「柴田町地域福祉センター」の文言を以下の条文において、「福祉センター」と文言を整理するものです。

第３条第１項第５号においては、構成機関として、「デイサービスセンター」を削除するものです。

また、それに伴い、通所介護事業者の使用について定めている第３条第３項を削除するものです。

第９条においては、使用の許可について、前述の第３条第１項第５号及び第３条第３項の削除に伴い、20ページになります。及び、同条第３項に規定する「事業者」の文言を削除し、「使用事業者等」を「使用事業者」に改め、第５項を削除するものです。

第10条においては、「使用事業者等」の「等」の文言を削除するものです。

第11条においては、使用料について、デイサービスセンターの廃止により、「第９条第１項の使用許可における使用料は、無料とする。」と改めるものです。

第13条においては、第９条の改正により、「使用事業者等」を「使用事業者」に改めるものです。

附則になります。この条例は令和６年４月１日から施行するものです。

以上で詳細説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　本件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第１０　議案第３５号　柴田町太陽の村条例の一部を改正する条例

○議長（髙橋たい子君）　日程第10、議案第35号柴田町太陽の村条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　ただいま議題となりました議案第35号柴田町太陽の村条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、柴田町太陽の村の設置目的を現状に即した条文に改めるとともに、宿泊施設の利用料金の上限額及び下限額を引き上げるものです。また、これまで利用料金を無料としてきた木育遊びの部屋について、利用者に応分の負担を求めるため、本条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　補足説明を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君）　議案第35号柴田町太陽の村条例の一部を改正する条例についての詳細説明をいたします。

議案書21ページをお開きください。

今回の条例改正は、太陽の村の指定管理者が施設を有効活用して収益を上げてもらうために、利用料金の設定幅を広げるなどの改正案です。

改正する条項は、設置の目的、指定管理者が行う業務の範囲、施設の開園時間と指定管理者が定める利用料金額の範囲など、主に４点となります。

１点目として、設置の第２条をご覧ください。

太陽の村での余暇活動としては、芋煮会やバーベキュー、芝生でのそり滑りが主たるレクリエーションでしたが、平成28年度に、ふわふわドームを設置したことを皮切りに、キッズバイクパークや木育遊びの部屋など、近年、子どもの遊び場を整備していることから、条文の「町民の健全な余暇活動の場の提供」を「子どもが活発に遊ぶことができる場の提供」に改め、また現状として、目的が曖昧化している「農家経済の安定向上に寄与するため」を、当該施設で都市と農村の交流として、各種のイベントを開催していることから、「農山村が持つ地域資源を活用し、都市と農村との交流拠点とするため」に改めるものです。

２点目として、指定管理者が行う業務の範囲、第４条に、「太陽の村の施設における事業の企画及び農山村が持つ地域資源の活用に関する業務」を加えるものです。

今年度、現在の指定管理者も、親子自然観察会や、そばを使った料理教室などを開催していますが、今後さらに指定管理者の創意工夫により様々な事業を企画してもらうためのものです。

３点目としては、木育遊びの部屋について、明確な利用時間を定めていませんでした。よって、宿泊を伴わない太陽の村の施設の利用時間である午前９時から午後５時までに規定するものです。

次の22ページをお開きください。

あわせて、キッズバイクパークの利用時間も、施設の利用時間の午前９時から午後５時までに統一するものです。

第８条については、文言の略称を括弧書きに改めるものです。

４点目ですが、別表、括弧、第11条関係ですが、施設の利用料金の上限及び下限を引き上げるものです。研修室の利用料金１時間当たり上限を2,625円、下限525円を、上限3,000円、下限800円に改め、宿泊での利用料金、１人当たり上限5,250円、下限2,100円を、上限１万5,000円、下限3,000円に、休憩１人当たり上限840円、下限183円を、１人１時間当たり上限2,000円、下限1,000円に改めるものです。

町内の近隣のホテルや宿泊料金なんですけれども、食事別で4,400円から１万4,300円となっており、今回提案する宿泊料も相場相応の限度額設定であります。

現在の太陽の村の宿泊料ですが、小学生が3,500円、中学生以上が4,000円としております。上限額の引上げは、単に料金を３倍にするものではなく、例えば平日の利用がないキッズバイクパークの貸切りプランや天体観測室を利用した星座プランなど、第４条の指定管理者が行う業務の範囲に追加した事項に基づ

き、太陽の村の施設を最大限生かした様々なプラン設定により収入を上げてもらう狙いがあります。

また、木育遊びの部屋での利用料金を新たに定めるものです。木育遊びの部屋は、内装に町産材を使い、木のぬくもりを体感できる空間で、木製玩具や絵本を備え、それらを活用した幼児の遊び場を提供することを目的に整備した施設です。現在、平日は団体による予約制、土日祝日は一般開放としており、利用料金は無料となっています。しかし、木製玩具を多く配置していることから、季節によってはエアコンや除湿器を常時稼働させており、また利用する子どもたちの安全面の確保のためのスタッフを配置しています。このことから、利用者にも応分の負担を求めるため、１人１回の利用に当たり、上限300円、下限100円の範囲で利用料金を設定するものです。

これら指定管理者による利用料金の設定においては、従来からのスポーツ合宿では、物価高騰分の若干の引上げとして、過大な負担とならないよう配慮しつつ、新たなプラン設定では、少しでも収益を上げることのできるように指定管理者と協議していくものであります。

最後に、キッズバイクパークの使用貸与について、ほかの施設と導入に、１時間当たりだけではなく、「１人１時間当たり」と表記するものです。

施行については、令和６年４月１日からを予定しております。

すみません、訂正させていただきます。別表、括弧、第11条関係の太陽の家総合交流ターミナルの休憩ですが、私は１時間当たりと読み上げたんですけれども、１人当たり上限2,000円、下限1,000円に訂正させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　本件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第１１　議案第３６号　柴田町観光施設条例の一部を改正する条例

○議長（髙橋たい子君）　日程第11、議案第36号柴田町観光施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　ただいま議題となりました議案第36号柴田町観光施設条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、船岡城址公園スロープカーの利用料金を、昨今のエネルギーの価格高騰による影響や、繁忙期、閑散期など季節に応じて料金設定ができるよう上限額を増額するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　補足説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（天野　敬君）　それでは、議案第36号柴田町観光施設条例の一部を改正する条例についての詳細説明をいたします。

議案書の25ページをお開きください。

今回の条例改正は、条例第９条の利用料金の決定について、別表に定める船岡城址公園スロープカーの利用料金の上限額を、全ての利用区分で増額とする改正案となります。

続いて、別表、括弧、第９条関係の利用区分ごとに説明いたします。

初めに、個人の大人、往復500円、片道250円をそれぞれ、往復1,000円、片道500円に、小人、往復300円、片道150円をそれぞれ、往復600円、片道300円に改めるものです。

次に、15人以上の団体料金の大人、往復400円、片道200円をそれぞれ、往復800円、片道400円に、小人、往復200円、片道100円をそれぞれ、往復400円、片道200円に改めるものでございます。

増額する理由といたしましては、先ほど町長も申し上げましたが、１つに、昨今のエネルギー価格高騰による影響に対応するもの、２つに、船岡城址公園内における各種イベント開催の有無による繁忙期や閑散期に合わせて利用料金を設定できるよう上限額を引き上げるものです。

近年では、船岡城址公園内の整備が大分進んだことで、山頂にも徒歩で気軽に歩けるようになりましたが、一方で、スロープカーを片道だけ利用する方が増えております。そこで、例えば個人の大人の往復の利用料金は500円で据え置いたままで、片道の利用料金を現在の250円から300円に値上げし、往復利用のインセンティブを高めることで、スロープカーの往復利用の促進を図り、収益を上げることも可能となります。

なお、この利用料金の額につきましては、条例の第９条で、指定管理者が町長の承認を受けて定めることになっております。

最後に、施行日ですが、利用料金改定の周知の期間を含め、現在使用している乗車チケットや案内板等の修正が必要となり、また現在のスロープカーの指定管理機関が今年度末で終了し、新年度から新たに５年間の指定管理期間が始まるということから、令和６年４月１日からの施行を予定しております。

以上、詳細説明といたします。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　本件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第１２　議案第３７号　柴田町駐車場条例及び柴田町自転車駐車場条例の一部を改正する条例

○議長（髙橋たい子君）　日程第12、議案第37号柴田町駐車場条例及び柴田町自転車駐車場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　ただいま議題となりました議案第37号柴田町駐車場条例及び柴田町自転車駐車場条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、現在、指定管理者制度により管理している船岡駅南駐車場、船岡駅北駐車場、槻木駅東駐車場、槻木駅西駐車場、船岡駅南自転車駐車場、船岡駅北自転車駐車場、槻木駅東自転車駐車場、槻木駅西自転車駐車場の８施設について、近年の利用状況を鑑みて、管理時間の短縮を行うものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君）　それでは、柴田町駐車場条例及び柴田町自転車駐車場条例の一部を改正する条例の詳細説明をさせていただきます。

議案書27ページをお開きください。

近年、柴田町の各駅前駐車場及び自転車駐車場の利用者が減少傾向に推移し、平成26年度以降、年間の駐車場、自転車駐車場の使用料収入に対し指定管理委託料が上回るようになりまして、コロナ禍からの回復傾向になっている令和４年度におきましても、年間1,000万円を超える大きな乖離が生じている状況になっております。

このことから、支出負担縮減の必要性に鑑みまして、利用者への影響を極力避けるために、利用率の低い時間帯の管理時間を短縮することで経費の縮減を図りたく、条例改正を行うものでございます。

議案書27ページの上の表が柴田町駐車場条例、下の表が柴田町自転車駐車場条例の改正内容になります。

双方とも、第７条において、管理時間等の規定を定めておりますが、この中で、管理時間をそれぞれ２時間短縮し、午後９時までとしていたものを、午後７時までとすることに改めるものでございます。

附則になります。この条例は令和６年４月１日から施行する。

以上で詳細説明とさせていただきます。ご審議について、よろしくお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　本件に対する質疑は後日の本会議で行います。

日程第１３　議案第３８号　令和５年度柴田町一般会計補正予算

日程第１４　議案第３９号　令和５年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

日程第１５　議案第４０号　令和５年度柴田町介護保険特別会計補正予算

日程第１６　議案第４１号　令和５年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

日程第１７　議案第４２号　令和５年度柴田町水道事業会計補正予算

日程第１８　議案第４３号　令和５年度柴田町下水道事業会計補正予算

○議長（髙橋たい子君）　日程第13、議案第38号令和５年度柴田町一般会計補正予算、日程第14、議案第39号令和５年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算、日程第15、議案第40号令和５年度柴田町介護保険特別会計補正予算、日程第16、議案第41号令和５年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算、日程第17、議案第42号令和５年度柴田町水道事業会計補正予算、日程第18、議案第43号令和５年度柴田町下水道事業会計補正予算、以上６件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　ただいま一括議題となりました議案第38号令和５年度柴田町一般会計補正予算から議案第43号令和５年度柴田町下水道事業会計補正予算までについての提案理由を申し上げます。

議案第38号につきましては、歳出では、子ども医療費助成及び放課後児童クラブ空調機更新工事などに要する経費を計上するとともに、事務・事業費の確定による既決予算を減額し、歳入では、国県支出金、繰入金などの補正を行うものです。あわせて、債務負担行為を追加及び変更するものです。歳入歳出それぞれ１億6,966万3,000円を増額し、補正後の予算総額は150億2,862万4,000円となります。

議案第39号につきましては、歳出では、保険給付費を増額し、歳入では、普通交付金を増額するものです。あわせて、債務負担行為を追加するものです。歳入歳出それぞれ119万7,000円を増額し、補正後の予算総額は38億7,227万7,000円となります。

議案第40号につきましては、歳出では、保険給付費を減額するとともに、総務費及び地域支援事業費を増額し、歳入では、国庫補助金及び一般会計繰入金を増額するものです。あわせて、債務負担行為を追加するものです。歳入歳出それぞれ874万5,000円を増額し、補正後の予算総額は33億5,160万3,000円となります。

議案第41号につきましては、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を増額し、歳入では、保険基盤安定繰入金の確定見込みにより増額するものです。あわせて、債務負担行為を追加するものです。歳入歳出それぞれ22万3,000円を増額し、補正後の予算総額は４億8,711万4,000円となります。

議案第42号につきましては、受託工事の事業確定に伴う減額と水道メーターの新規購入に係る増額をするものです。あわせて、債務負担行為を追加及び変更するものです。

収益的収入は32万8,000円を増額し、補正後の予算総額は13億1,903万3,000円となります。

収益的支出は32万7,000円を減額し、補正後の予算総額は11億944万9,000円となります。

資本的収入の補正はなく、資本的支出は10万5,000円を増額し、補正後の予算総額は６億7,945万円となります。

議案第43号につきましては、交付金の内示変更に伴う雨水管理総合計画策定に関し企業債を減額し、他会計出資金を増額するものです。あわせて、債務負担行為を追加するものです。

収益的収入支出及び資本的支出の補正はなく、資本的収入は150万円を減額し、補正後の予算総額は11億5,598万2,000円となります。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議案第42号につきまして、収益的収入32万8,000円の減額でございます。失礼いたしました。

○議長（髙橋たい子君）　補足説明を求めます。初めに、議案第38号について、財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君）　それでは、補足説明をいたします。

議案書29ページをお開きください。

議案第38号令和５年度柴田町一般会計補正予算です。

町長が申し上げました提案理由のとおり、歳入歳出予算の増額補正を行うとともに、債務負担行為の追加及び変更を行うものです。

33ページをお開きください。

第２表、債務負担行為の補正です。追加は27件です。主に、令和６年度当初から事業を実施するために、今年度中に契約行為などの事前手続を行うため、債務負担行為として追加するものです。

次の34ページをお開きください。

債務負担行為の追加において、下から２番目に、柴田町新図書館建設設計業務委託料として、期間を今年度から令和７年度までとし、限度額を１億2,955万6,000円としております。これは、年度内に設計業者を選定するとともに、令和７年度までには実施設計業務を完成させるスケジュールでございます。

次の欄、債務負担行為の変更は１件です。韮神堰水利権更新許可申請業務委託料については、委託契約を締結したため限度額を変更するものです。期間については変更ございません。

37ページをお開きください。

歳入です。主なものについて説明いたします。

16款１項１目民生費国庫負担金1,909万2,000円の増は、障害者支援事業費における給付費の増加が見込まれることから、その財源である障害者総合支援給付費負担金について増額補正するものです。

次の16款２項１目総務費国庫補助金589万6,000円の増は、戸籍等の記載事項への氏名の振り仮

名を追加することについて法制化されたため、住民基本台帳システム及びコンビニ交付システムの改修が必要となり、その費用に対して補助金が交付されるものです。

38ページをお開きください。

17款１項１目民生費県負担金969万8,000円の増は、先ほどの民生費国庫負担金と同じ理由による障害者総合支援給付費負担金などの増によるものです。

次の表です。17款２項４目農林水産業費県補助金3,765万1,000円の増は、主に農地中間管理事業機構集積協力金3,741万8,000円の計上によるものです。これは、圃場整備事業を実施している入間田地区において、担い手への農地の集積、集約化が図られたため交付されるものでございます。

39ページをお開きください。

19款１項寄附金については３件計上しております。

１目の民生費寄附金は、町民が参加している任意団体から福祉に要する経費にと13万4,000円の寄附を受けたもので、歳出では、民生費の社会福祉総務費の財源として充当しております。

５目の総務費寄附金は、町民１名及び町内企業１社から、交通防犯に役立てていただきたいと、それぞれ10万円の寄附を受けたもので、歳出では、総務費の交通防犯対策費の財源として充当しております。

次の６目の土木費寄附金については、町民１名から、町道の維持に役立てていただきたいと130万円の寄附を受けたもので、土木費の道路維持費に充当しております。

次に、20款１項２目基金繰入金8,788万2,000円の増は、主に財政調整基金から6,905万9,000円を、ふるさと柴田応援基金から1,884万円をそれぞれ補正財源として繰入れするものです。

これにより、財政調整基金の残高は約13億1,900万円となり、ふるさと柴田応援基金の残高は約８億1,500万円を見込んでおります。

続いて、歳出です。主なものについて説明いたします。

41ページをお開きください。

一番下の欄です。２款１項５目財政財産管理費179万円の増ですが、次の42ページをお開きください。14節工事請負費の増額によるものです。庁舎電話線切り回し工事については、今後、現在の車庫等を除却するに当たり、電話線が車庫等を経由しているため、その切り回しが必要となるためです。その下に記載の、剣水集会所擁壁設置工事については、現在、板柵となっている部分について、Ｌ型擁壁に改修するものです。

43ページをお開きください。

２款３項１目戸籍住民基本台帳費589万6,000円の増は、歳入で説明しましたとおり、氏名の振り仮名法制化に伴うシステム改修に要する経費を計上しております。

次の３款１項２目老人福祉費706万2,000円の増は、介護保険特別会計において、制度改正及び報酬改定に対応するためのシステム改修に要する経費を繰り出すものです。

44ページをお開きください。

３目障害者支援事業費3,966万9,000円の増は、主に18節における障害福祉サービス給付費の増額によるものです。

その下の表、３款２項１目児童福祉総務費1,641万7,000円の増ですが、次の45ページをお開きください。14節工事請負費におきまして、船岡放課後児童クラブ及び船迫放課後児童クラブの空調機が劣化しているため更新するもので、２か所合わせて354万5,000円を計上しております。また、その下の22節では、国県支出金等返還金として1,098万7,000円を計上しております。これは、令和４年度の各種給付金交付事業の精算によるものです。

次の３目子ども医療対策費1,545万7,000円の増は、19節扶助費の子ども医療費助成について、過去の実績から不足見込額を算定し、増額補正するものです。

次の５目保育所費525万4,000円の増ですが、10節需用費の賄い材料費について、食材の価格高騰による影響額248万3,000円を、また17節備品購入費では、劣化、故障などにより使用不能となった備品を更新する費用を計上しております。

46ページをお開きください。

４款１項５目、526万2,000円の増は、主に18節、仙南夜間初期急患センターの運営に要する経費について、532万2,000円を計上したことによるものです。

47ページをお開きください。

６款１項２目農業総務費3,745万4,000円の増ですが、次の48ページをお開きください。一番右上の欄、18節に歳入で説明しました農地中間管理事業機構集積協力金3,741万8,000円を計上しているためです。

49ページをお開きください。

７款１項１目商工振興費ですが、右上の説明欄の事業内訳をご覧ください。工場適地可能性基礎調査事業として100万円を計上しております。これは、船岡地区及び槻木地区において、工業用地としての可能性について調査すべく、８節旅費として４万3,000円、12節委託料として95万7,000円を計上したものです。

50ページをお開きください。

８款４項２目下水道費1,600万円の増は、下水道事業会計において、雨水管理総合計画の策定に要する経費を補助金として支出するものです。

55ページをお開きください。

一番下の欄です。10款６項３目学校給食センター費、10節需用費1,000万円の増は、食材の価格高騰による影響によりまして増額補正するものです。

この一般会計歳出におきまして、主に増額補正の項目を説明しましたが、減額補正も計上しております。減額しました項目は、各課において終了した事務の費用をはじめ、完了した事業など精算が終了しているものを減額補正してございます。

56ページ以降の給与費明細書については、今回、人件費の補正がありましたので、それぞれ補正前、補正後の比較となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　次に、議案第39号について、健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　それでは、詳細説明を申し上げます。

議案書61ページをお開きください。

議案第39号令和５年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

第１条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億7,227万7,000円とするものです。

63ページをお開きください。

第２表、債務負担行為補正の追加です。国民健康保険税システム電算処理業務委託料の追加ですが、これは令和６年度当初から遅滞なく事業を進めるために、今年度中に契約行為など事前手続を行うため、記載のとおり期間限度額を設定するものです。

65ページをお開きください。

歳入です。主なものについて説明いたします。

４款１項１目保険給付費等交付金162万1,000円の増額ですが、これは市町村国保が支払う保険給付費等の費用を県から交付されるもので、保険給付費等の増額に伴い補正するものです。

６款２項１目財政調整基金繰入金42万2,000円の減額ですが、これは財源としている歳出の減額に伴い、基金へ繰り戻すものです。これにより、12月補正後の基金残高は３億9,027万4,586円となります。

次に、66ページをお開きください。

歳出です。主なものについて説明申し上げます。

２款１項３目一般被保険者療養費162万1,000円の増額ですが、これは療養費の今後の歳出見込額を算出した結果によるものです。

５款２項１目保健推進事業費42万2,000円の減額ですが、これは事業費が確定したものについて減額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　次に、議案第40号について、福祉課長。

○福祉課長（佐藤　潤君）　それでは、議案第40号令和５年度柴田町介護保険特別会計補正予算について、詳細説明をいたします。

議案書67ページをご覧ください。

第１条です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ874万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億5,160万3,000円とするものです。

第２条、債務負担行為の補正は１件の追加となります。

69ページをご覧ください。

第２表、債務負担行為補正となります。訪問型軽度生活援助委託料ですが、これは日常生活支援を必要とする高齢者を対象にサービスを提供するもので、令和６年度当初から執行予定の事務事業であり、遅滞なく事業を執行するため、令和５年度中に契約行為などの事務手続を事前に行うため、債務負担行為を設定するものです。期間については、令和６年度の１年間、限度額については記載のとおりです。

71ページをご覧ください。

歳入の補正です。

３款２項６目介護保険事業費補助金168万3,000円の増額につきましては、制度改正及び報酬改定による対応に伴うシステム更新による増額補正となります。

７款１項１目介護給付費繰入金706万2,000円の増額につきましては、前述のシステム更新等に係る総務費、一般管理費の増額に伴う一般会計からの事務費繰入金の補正になります。

72ページをご覧ください。

歳出の補正です。

１款１項１目一般管理費、介護保険システム更新委託料841万5,000円の増額及び介護事業所台帳管理システム更新委託料33万円の増額につきましては、令和６年度４月制度改正及び報酬改定対応のためのシステム更新による補正となります。

２款１項６目居宅介護サービス計画給付費500万円の減から、73ページ、２款６項１目特定入所者介護サービス費300万円の減まで、及び４款１項１目サービス事業費、訪問型サービス事業費450万5,000円の増から、４款４項２目審査支払手数料、国保連合会審査支払委託料5,000円の増まで、おのおのの給付見込みによる補正となります。

以上で詳細説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（髙橋たい子君）　次に、議案第41号について、健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　それでは、詳細説明を申し上げます。

議案書75ページをお開きください。

議案第41号令和５年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算です。

第１条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４億8,711万4,000円とするものです。

77ページをお開きください。

第２表、債務負担行為補正の追加です。後期高齢者医療保険料、電算処理業務委託料の追加ですが、令和６年度当初から遅滞なく事業を実施するために、今年度中に契約行為など事前手続を行うため、記載のとおり期間限度額を設定するものです。

79ページをお開きください。

歳入です。主なものについて説明申し上げます。

３款１項２目保険基盤安定繰入金20万3,000円の増額ですが、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定によるものです。

80ページをお開きください。

歳出です。

２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金20万3,000円の増額ですが、保険基盤安定繰入金の増額により、広域連合への納付金を増額するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　次に、議案第42号及び議案第43号について、上下水道課長。

○上下水道課長（平間一行君）　それでは、詳細説明をいたします。

議案書81ページをお開きください。

議案第42号令和５年度柴田町水道事業会計補正予算です。

町長が申し上げました提案理由のとおり、収入、支出予算の減額、増額補正を行うとともに、債務負担行為の追加、変更を行うものです。

82ページをお開きください。

第６条、債務負担行為の補正です。追加は１件となります。

山田沢・船迫外配水施設機器点検委託料ですが、令和６年度当初から事業を実施するために、今年度中に契約行為など事前手続を行うため、債務負担行為として追加するものです。変更は１件となります。水道事業包括管理委託料ですが、契約額が確定したため、限度額を６億8,805万円に補正するものです。

89ページをお開きください。

収益的収入支出補正予定額実施計画明細書になります。

収入におきまして、1款1項3目受託工事収益の給水工事収益32万8,000円の減額は、受託工事事業費確定によるものです。

支出におきまして、1款1項3目受託工事費の工事請負費32万7,000円の減額は、工事費確定によるものです。

続きまして、90ページをお開きください。

資本的収入支出補正予定額実施計画明細書です。

支出におきまして、1款1項1目営業設備費の量水器10万5,000円の増額は、新築住宅建設などに伴い、水道メーターの不足が見込まれることから補正するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

引き続き、詳細説明をいたします。

議案書91ページをお開きください。

議案第43号令和5年度柴田町下水道事業会計補正予算です。

町長が申し上げました提案理由のとおり、企業債の減額、他会計出資金の増額補正を行うとともに、債務負担行為の追加を行うものです。

92ページをお開きください。

第3条、債務負担行為の補正です。追加は2件となります。公営企業会計運用支援委託料とマンホールポンプ保守管理委託料ですが、令和6年度当初から業務を実施するために、今年度中に契約行為など事前に手続を行うため、債務負担行為として追加するものです。

続きまして、97ページをお開きください。

資本的収入支出補正予定額実施計画明細書です。

収入におきまして、1款1項1目企業債の公共下水道事業債1,750万円の減額及び1款3項1目他会計出資金1,600万円の増額は、交付金事業の交付金額変更によるものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　本件6件に対する質疑は後日の本会議で行います。

ただいまから休憩いたします。

11時15分再開といたします。

午前１１時０１分　　休　憩

午前１１時１５分　　再　開

○議長（髙橋たい子君）　再開いたします。

日程第１９　一般質問

○議長（髙橋たい子君）　日程第19、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

なお、当局には、議長から質問の要旨を通知しておりますので、質問、答弁は簡潔、的確に行うよう要望しておきます。

質問者、大坂三男君から資料の提出がありましたので、お手元に配付しております。ご確認いただきます。

それでは、13番大坂三男君、質問席において質問してください。

〔13番　大坂三男君　登壇〕

○13番（大坂三男君）　13番大坂三男です。大綱２問、質問いたします。

１問目、子育て支援等の事業拡大のため、歳入増にどう取り組むのか。

最近の少子化問題はますます深刻になり、人口減少や社会経済体制への縮小が重大な問題としてクローズアップされている。特に地方は深刻で、地方自治体は少子化や人口減少を少しでも回避するために様々な工夫や努力を展開している。特に少子化対策として、子どもを産み育てられる環境の整備が必要とされ、多くの自治体は、児童手当や保育料、給食費、医療費、おむつ代、一時保育料の５つの無料化などを打ち出して競っていると報じられています。

そして、このような支援策が充実している自治体は人口が増えているという話も聞きます。実態はどうか分からないが、移住者、転入者を少しでも確保するために自治体間の競争が激化していくことはやむを得ないというのが現実だと思う。

本町においても、人口減少を克服するために、さらなる子育て支援策の拡大が必要なのではないか。しかし、そのための財源が必要になるのは当然であり、あらゆる方策を講じ、歳入増を図るべきである。

そこで伺う。

１）本町の子育て支援策は類似規模の自治体と比較してどうか。

２）子育て支援策で不十分、または拡大が必要と考えるものは何か。

３）歳入増の方策として「ふるさと柴田応援寄附金」をさらに獲得できれば幸いと思うが、本年10月からルールの変更と厳格化が実施され、多くの自治体に戸惑いと混乱が見られたと報道されている。本町ではどうだったのか。

４）本町では、より多くの「ふるさと柴田応援寄附金」を得るために、どのような取組をしているのか。

５）企業版ふるさと納税と、クラウドファンディング型のふるさと納税の制度があると聞いたが、どういう制度

なのか。本町における実績はどうか。今後の活用は。

２問目、新図書館の建設計画の詳細を問う。

新図書館建設について、このたび町民へのアンケート調査やワークショップの実施をはじめ、図書館建設検討委員会及び司書や職員等の関係者で調査、検討を重ねた結果がまとまり、10月の議員全員協議会に新図書館基本構想（試案）が示された。これまでの関係者のご努力とご協力に感謝します。

そこで、この試案内容及び周辺の関連施設の整備事業をも含め、以下の項目について質問する。

１）新図書館の規模について。

試案では、蔵書数８万冊、延べ床面積1,500平方メートルが示されたが、これでは柴田町民のための図書館にしかなりかねない。「賑わい・交流の拠点施設」としての役割を果たすためには、町外からも人を呼び込める規模や、特色のあるユニークな図書館として建設すべきではないのか。

２）新図書館のゾーニングについて。

アンケート調査では「図書館と交流ゾーンは確実に分けてほしい。図書館ゾーンは静かな環境にしてください」という意見があったが、図書館を２階建にして、交流ゾーンは１階に、読書ゾーンは２階にというように分けてはどうか。

また、キッズコーナーや学習スペース、喫茶コーナーはどこに配置するのか。特に喫茶店舗を入れることには慎重のようだが、店舗経営者には財政的に助成してでも、設置すべきではないのか。

３）新図書館の利用しやすさについて。

アンケート調査によれば、新しい図書館で特に取り組んで欲しいこととして「柴田町のどこに住んでいても利用しやすくなること」とあるが、どう対応するのか。その対策の一つとして、他図書館では移動図書館を稼働させている例も多い。このことについては新図書館においても、ぜひ実施すべきだと思うがどうか。

４）旧図書館（現在の図書館）スペースの活用について。

今年10月に議会で姉妹都市との交流のために北上市を訪れた。その際、北上市保健・子育て支援複合施設ｈｏＫｋｏという施設を視察した。その施設は既存の８階建てのスーパーが撤退した後の建物の１、２階の全フロアを親子センターとして活用。主に未就学の親子連れが来館して、子どもたちが天候にかかわらず、屋内でネット遊具などを使って、のびのびと自由に動き回り、遊べるようになっている状態を見て強く印象に残った。他にも検診・健診専用のホール、一時保育専用の部屋、レンタルキッチン、カフェなどもあり、北上市民の一大交流拠点になっているようだ。

柴田町でもこのような施設が必要だが、現在はないので、小規模ではあるが、旧図書館をそのような施設として活用してはどうか。隣接する新図書館との相乗効果により、「賑わい・交流の拠点施設」づくりの効果が期待できると思うがどうか。

５）事業優先交渉権者について。

事業スケジュールによれば、新図書館基本構想案を基に、事業者が提案書を提出することになっているが、本来は基本構想が決定した後で、行われるのではないか。基本構想と提案書に齟齬をきたすことにならないのか。また、提案書にはどの程度の要求水準を求めるのか。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　大坂三男議員、大綱２点ございました。

１点目は、子育て支援関係でございます。５点ほどございました。

まず、１点目と２点目には関連がございますので、一括でお答えいたします。

今回、ご指摘のあった５つの無料化の中で、柴田町が行っているものが、18歳までを対象とした子ども医療費助成のみです。遺憾ながら、柴田町の現在の財政状況においては、類似規模の自治体と肩を並べるまでには至っておりません。そうした中で、柴田町が力を入れていることが、１つに、産前産後の日中育児、家事等を行うことが困難な母親を対象にヘルパーを派遣する育児ヘルプサービスの実施、２つに、独り親の父親、母親が一時的に家事、育児が困難になった場合に、日常生活のお手伝いをする独り親家庭等日常生活支援事業の実施、３つに、保護者の疾病、その他の理由により家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、短期間の宿泊で子どもを預かる子育て短期支援事業の実施、４つに、子どもの健やかな成長の促進及び居場所づくりの推進を目的に、子ども食堂を運営する団体に対し費用の一部を補助、５つに、こどもセンターやカラーズハウスなど、子育て支援拠点として親子等の交流や相談などを行う場の設置など、幅広く子育て支援を行っております。

さらに、令和５年度においては緊急的に、エネルギー物価高騰に直面する乳幼児や高校生世代を持つ子育て世帯に２万円の給付、学校給食費を11月期から翌年２月期までの４回分を無償化したところでございます。

近隣自治体と比較すれば、経済的支援策の拡充が必要とは思いますが、ゼロ歳児から２歳児までの保育料の完全無償化や学校給食費の無償化は、現在の財政状況の下では、今すぐの対応は困難です。そうした中においても、現在、第３子以降の子どもを安心して産み育ててもらうための出生祝い金等の支給について検討しているところです。

町として、子育て支援策として急がなければならないものが待機児童の解消と、老朽化した槻木保育所と西船迫保育所の新築や船岡児童館の新築です。なお、冷静に分析してみると、子育て支援策が充実している自治体が必ずしも柴田町より子どもが増えているわけではないこともご理解願います。

３点目、ふるさと納税制度の基準変更については、令和５年６月27日に総務省から通知があり、その主な内容は、10月１日からふるさと納税の返礼品や募集等に要する経費を寄附金額の５割以下とすること。返礼品とする加工品のうち、熟成肉と精米については、原材料を当該自治体と同一の都道府県とすることという２点でした。

柴田町では、この２点の基準変更に対しては、それほど影響がありませんでした。しかし、基準変更に合わせ、返礼品の承認に係る申請書の記載がより厳密になり、返礼品の製造や加工などの一連の工程や付加価値が、区域内、柴田町ですけれども、柴田町で50％以上となる根拠を定量的に示すことが求められたことから、柴田町の主力返礼品である牛タンが返礼品として承認されるまで１か月以上の時間を要しました。その理由は、総務省からの疑義照会によれば、柴田町内に直接的に牛タンを製造する作業所がないことでした。このような状況から、はらから福祉会では、土手内にある工房はらからの作業所の一部を改修し、柴田町内に牛タンの製造作業所を設けることにしたものです。

10月26日に宮城県仙南保健所から牛タン製造の許可が下り、町内での製造が可能となったことから、すぐさま総務省に第４回目の申出を行い、11月８日にようやく牛タンを返礼品とする承認がなされたところでございます。

なお、一部の返礼品については、現在も総務省に対し５回目の承認の申立てを継続しております。

４点目、本町ではこれまで東京都内や大阪府内において発行部数が多い新聞朝刊への広告や情報誌への記載の掲載に加え、ユーチューブの動画などのコンテンツを使ったプロモーション活動により、花のまち柴田の認知度を高め、柴田町のファンを増やし、ふるさと納税の寄附につなげてきました。

また、今年度から、ふるさと納税寄附金の確保に向け、若手職員５人とアドバイザー１人をメンバーとするふるさと柴田応援基金事業強化ワーキンググループを立ち上げました。ワーキンググループの中では、新たな返礼品に、町内飲食店で使える利用券や宿泊券、野菜や酒類などの地場産品、町内の工場見学や野菜等の収穫体験などを加えてはどうかなどの意見がありました。

現在、メンバーの中から出た、どぶろくを返礼品に加えるため、総務省に承認の申出を行っています。

さらに、入間田地区にある古民家宿の宿泊券を返礼品にできないか、ふるさと納税サイトを運営する委託業者などと調整中です。

加えて、新たな情報発信のツールとして、動画や画像などによる視覚的な情報が主体であるインスタグラムの活用により、返礼品を提供いただいている事業者などの紹介ができないか、ワーキンググループで検討中です。

５点目、企業版ふるさと納税は、地方自治体が策定し、国から承認を受けた地域再生計画に位置づけされた事業に対して、企業が賛同して寄附を行った場合に、寄附額の最大９割の法人関係税が税額控除

されることにより、実質的な企業の税負担が約１割となる仕組みで、令和６年度末までを実施期間としている制度です。

しかしながら、令和４年度の全国での寄附実績額は約341億円であり、一般のふるさと納税の寄附実績額の9,654億円に比べると、企業版ふるさと納税の実績は極端に少ないのが現状です。

本町では、令和４年３月に国から地域再生計画である柴田町まち・ひと・しごと創生推進計画の承認を受け、現在まで２社から寄附を頂いております。

また、多くの企業から寄附を頂くための取組として、令和６年１月に七十七銀行と企業版ふるさと納税の活用企業の紹介を受けるための契約を締結する予定です。

次に、クラウドファンディング型ふるさと納税についてですが、自治体が抱える問題を解決するため、目標金額を設定し、寄附金の使い道をより具体的にプロジェクトとして示し、そのプロジェクトに共感した人たちから寄附を集める仕組みです。税額控除や返礼品等、寄附の仕組みは通常のふるさと納税と同じですが、寄附を行う方が、その自治体のプロジェクトを重視して寄附先を選ぶ点が、クラウドファンディング型ふるさと納税の大きな特徴です。特性上、返礼品なしでの寄附を募るプロジェクトも多くあります。

本町では、現在クラウドファンディング型ふるさと納税は取り組んでおりませんが、桜のまちづくりに関する事業や、子どものための冒険遊び場の整備などの９つの政策目標を掲げ、ふるさと納税寄附金の使い道を明確にし、寄附を頂いており、目標金額を定めていないだけで、クラウドファンディング型ふるさと納税とほとんど同じ枠組みや仕組みではないかと考えております。

大綱２点目、新図書館について、５点ほどございました。

まず、規模でございます。新図書館の総事業費、約13億5,000万円で建てられる規模は、資材高騰などの影響もあり、最大で1,500平米程度になるのではという試算をしているところです。蔵書数８万冊というものは、町民１人当たりの冊数としては、県の平均を超える蔵書数になります。新図書館では、蔵書数よりも、新しい図書等の新鮮な情報に触れられるコンパクトな図書館を目指したいと考えております。

今後、新図書館基本構想に対する住民の意向を踏まえ、新図書館の規模を決定してまいります。

２点目、ゾーニングの関係です。本町でゾーニングの参考としている岩手県紫波町図書館では、複合施設ではありますが、1,574平米で、ワンフロアに一般図書や郷土資料のスペースとなる静かなゾーンと、児童書のスペースとなる動きのあるゾーンのゾーニングがうまく配置された空間となっております。

例えば、静かに本を読む場所と、親子連れが読み聞かせをする場所の間に、中学生や高校生が対象のヤング、アダルトコーナーの設置や学習室、新聞、雑誌コーナーの閲覧スペースを配置しています。本町でも、これらを参考に新図書館のゾーニングを検討してまいります。

また、２階建てにした場合は、エレベーターの設置や空調設備機器などの維持管理における将来のランニン

グコストが問題となってまいりますので、新図書館については平屋建ての図書館を想定しております。

喫茶店舗につきましては、地元でカフェを経営している方に直接意見を伺ったところ、図書館の規模と想定される利用人数が分からない現段階において、経営判断することは難しいとの回答をいただいております。

新図書館においては、エントランスホールに自動販売機を設置することで、飲食可能な場とし、交流ゾーンとしての検討をしてまいります。

さらに、図書館内には、ふたつき飲物の持込み可能な閲覧席を設置したいと考えております。

３点目、新図書館の利用のしやすさです。現在、柴田町図書館では、利用しやすい図書館として、槻木地区の利用者のための分室の設置や、図書館に来館しなくても生涯学習センターや公民館などで図書館にある本の貸出しと返却ができるようになっています。今後、さらに妊産婦や障がいのある方などを対象にした図書館資料配送サービス事業の拡充などを検討してまいります。

次に、移動図書館車についてですが、新図書館建設のアドバイスをいただいている山崎博樹先生からの助言では、移動図書館車を配置するということは、小さな図書館を１つ造ることと同じであり、専用車庫の設置や新たな人員の配置が必要となることなど、コストの問題が出てくるとのことでした。

また、移動図書館車では選べる本の冊数にも限りがありますので、利用する方からすると、本を選ぶという点で魅力に欠けるのではないかと思っております。

このようなことから、図書館への来館が困難な方にはデマンドタクシーの利用などを促してまいりたいと考えております。

４点目、現スペースの活用でございます。現在、プレイスデザインワークショップにおいては、新図書館を核とし、しばたの郷土館のリニューアルや、みんなの広場を含めた、にぎわい交流エリア一体のデザインや、にぎわいづくりに必要なコミュニティデザインについてアイデアを提案していただいております。

その中で、しばたの郷土館をリニューアルする際には、今回提案いただいた北上市の子育て支援複合施設などを参考にして、現在の図書館のスペースに未就学の子どもなどが遊べるような遊具の整備を検討し、世代を超えて多くの方に来館していただけるような施設整備を目指してまいります。

５点目、事業の優先交渉権者です。新図書館の基本構想素案については、12月１日の広報しばたを通じて、住民に対し概要をお知らせするとともに、さらに図書館建設検討委員会を12月22日に開催し、基本構想素案を確認するスケジュールで進めております。

その後、基本構想素案に基づく実施要領、要求水準書、様式等を１月上旬に公表する予定としております。

次に、１月中旬までに事業者から参加表明書を提出していただき、その後、２月上旬までに設計のコンセプトなどを提案していただくスケジュールとしています。

また、要求水準書については、予算規模に応じた基本構想に基づく施設整備の基本方針や受注者の業務の概要、しばたの郷土館との相互利用や新図書館の館内のゾーニングのほかに、建物の外でも本が読めるような空間づくりを求めてまいりたいと考えております。

厳しいスケジュールではありますが、新図書館建設アドバイザリー業務を委託している一般財団法人宮城県住宅建築センターの協力をもらいながら円滑に進めてまいります。

以上でございます。

○議長（髙橋たい子君）　大坂三男君、再質問ありますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君）　子育て支援関係の……。

○議長（髙橋たい子君）　大坂さん、立ってお願いします。

○13番（大坂三男君）　子育て支援関係の現在の事業関係で、今ご答弁のあった１番から５番までの実績件数といいますか。あと予算的にはどのぐらいかかっているのかについて、ちょっと教えていただきます。

○議長（髙橋たい子君）　１点ずつお願いします。答弁を求めます。大坂議員、もう一度再質問お願いいたします。

○13番（大坂三男君）　現在の柴田町の子育て支援の１から５までご答弁がありましたけれども、その実績件数と、あと予算規模がどの程度なのか、お願いします。

○議長（髙橋たい子君）　それぞれに答弁をいただきます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（工藤昌之君）　実績件数というものは、柴田町が行っている、町長が答弁した育児ヘルプサービスとかということでよろしかったでしょうか。（「はい」の声あり）育児ヘルプサービスですけれども、令和４年度の実績ですが、登録が３件、利用１人で７回使用しております。

次に、２点目の独り親の家庭等日常生活支援事業ですけれども、こちらについては令和４年度、登録２件で51回というような形で使用しております。

３点目の子育て短期支援事業ですけれども、こちらは令和４年度については実績はありません。実績ゼロという形になっております。

４点目の子ども食堂ですけれども、こちらについてもコロナ禍ということで、実際、子ども食堂については開設していないという形になっているので、費用の一部補助についても行っていないという形になっております。

それと、５つ目のこどもセンターとかカラーズハウスですけれども、こどもセンターについては、育児相談ですとか、しつけとか、母子保健の相談等で、令和４年度、646件の相談を受け付けております。また、カラーズハウス、民間のほうですけれども、こちらについては令和４年度、広場型として143回、900人が参加しております。また、出張型ということで43回、600人が参加しているというような状況です。予算については、ちょっと手持ち資料がないので、後ほど回答したいと考えております。

○議長（髙橋たい子君）　大坂議員、再質問ございますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君）　それから、出生祝い金を支給しているということなんですけれども、検討ですか、どのような検討、対象はどのぐらいを想定しているのか伺います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（工藤昌之君）　柴田町で年間、ここ数年ですけれども、平均いたしまして、約200人出生しております。第３子ということで、上の人の年齢制限とかを関係なくした場合に、多く見積もって、大体60人から70人という想定をしております。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君）　第３子だけを想定しているということですか。どのぐらいの金額なのか。それから、第３子だけではなくて、未就学ぐらいの子どもたちに支援するという考え方はないでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　大坂議員、すみません、１問ずつ、一問一答式ですので、お願いします。（「これは絡めての話なので」の声あり）答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（工藤昌之君）　町長答弁でもあったとおり、第３子以降の子どもということで対象を考えております。金額についてはまだ、財政的支出も絡んできますので、金額等については、そこはほかの市町村も確認すると結構、例えば２万円とか10万円とか、やっている市町村もありますので、そこは検討させていただきたいと考えております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○13番（大坂三男君）　これから検討ということなので、ぜひ申し上げておきたいんですけれども、僅か60人だけなんですか。それに１万、２万ではちょっと少な過ぎるような気がするので。２万円のところも10万円のところもあるというので、ぜひ10万円ぐらいは出していただくよう頑張っていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（工藤昌之君）　頑張りたいとは思うんですけれども、すみません、財政的支出が絡むものですから、その辺は財政課当局とも協議の上、決めたいと考えております。

○議長（髙橋たい子君）　大坂議員、再質問ありますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君）　後段のふるさと納税の寄附の使い道の中に、子どものための、子育てですか、ごめんなさい、これは冒険遊び場、ふるさと納税なんかも活用しながら、ぜひ10万円という形でやるようにしていただきたいなと、町長にお答え願いたいと思います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。

○町長（滝口　茂君）　確かにお金を配れば喜ばれるということは分かっているんですが、何のために子育て支援策をやるかというと、ほかの自治体は、町に来て子どもを増やしたいという別な要素もございます。でも、先ほど申しましたように、子育て支援、お金を配れば、若いファミリーが来て子どもを多く産んでいただけるかというと、そういう関連性は残念ながら、ないんですね。単に、私から言うと、子育て支援の競争合戦をしていると思います。効果が表れているところと表れていないところがございます。やはり地理的条件が影響するということでございます。

本来であれば、子育て支援策は国が一貫して全国一律に、やはり出生したときには出生祝い金、それから、これから多分議員の皆さんから要望される学校給食費等も、やはり国がきちっと、どの自治体に行っても同じようにすべきではないかなと思っております。

60人から70人に10万円掛けると600万円ですよね。600万円、1回こっきりだったらいいんですが、毎年、経常経費になると、柴田町の経常経費、今93.6でございますので、将来、にっちもさっちもいかなくなってくると。そこが柴田町の財政の苦しいところでございます。

ですから、子育て支援策が地域に人口が増えるという概念はもう捨ててもらって、皆さんにお願いしたいなと思っております。ある特定の地域、大都会に隣接する地域であればいいんですが、残念ながら柴田町、そういう環境にございませんし、そういう財政環境にもありませんので。やりたいのはやまやまですが、残念ながら財政状況を考えると、1人10万円というものは難しいと思っております。

ただ、3番目については今検討させていただいて、ほかの自治体、2万円から10万円支給しているということでございますので、将来の財政状況を考えながら、まず第3子から出生祝い金を支給してまいりたいと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　大坂議員、再質問ありますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君）　10万円が難しかったら8万円とかという形で、なるべく10万円に近い形でお願いしたいなと思います。

それから4点目で、ふるさと納税のことなんですけれども、クラウドファンディング型というものも、最近私は知ったんですけれども、これは他の自治体、この辺で言えば隣接自治体と共同で募集できるというふうになっていると思うんですけれども、この辺はどうなんでしょうか。柴田町単独ではなくて。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　ガバメントクラウドファンディングになりますけれども、ちょっと私どもで調べた中で、自治体が連携して共同でというものが、私のほうでそこまで調査し切れていないというような現状でございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○13番（大坂三男君）　これはネット情報なので、正確かどうかは分からないんですけれども、そういう隣の自治体と一緒に起案して、プロジェクトなり共同事業を対象にクラウドファンディングが募集できるというふうになっているはずなんです。

　ですから、例えば今、柴田町で単独ではなくて、どうしてもほかの自治体と共同でやらなくてはならないということが、どうしてもというか、ある場合には、それはできると思うので、それが間違いないんであれば、ぜひやっていただきたいなと思います。例えば、桜の事業とか、それから公共交通は、阿武隈なんかは柴田町単独ではなくて、複数の自治体が絡んでいるので、あの辺が活用できるのかなと思うので。この辺については、ぜひちょっと検討をお願いしたいなと思います。いかがでしょうか。検討していただけますか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　広域連携でも今は使えるというような情報をいただいておりますので、こちらでも少し調査、勉強させていただければと思います。

○議長（髙橋たい子君）　大坂議員、再質問ありますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君）　それから、ふるさと納税の返礼品という形で、常にいろいろ検討していただいておるんですけれども、今、返礼品の種類として載せているものの中で、全然返礼品として活用というか、返礼品は寄附者が要望してくるんですけれども、ゼロだという、全然なかったというようなものがあるんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　すみません。ふるさと納税の実績の部分に関わってくると思うんですが、ゼロという、ちょっと認識、私では持ってございませんというか、すみません、そこまでの数字は今手元にない状況でございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君）　前回、障がい者就労支援施設の支援をするための補正予算が計上されたときに、何か現物を見せていただきましたね、結びさんだったと思うんですけれども、テラモスというんですか、コケを利用した、それについては、代表者の方とちょっとお会いしたときに、ふるさと納税の返礼品として活用してもらえればありがたいとおっしゃっていたんですけれども、それはどうなったんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　コケを使った、モスと呼ばれているものの製品のふるさと納税へのエントリーということなんですけれども、実際にコケの製品を作っているところが柴田町の結びさんではなかったと聞いてございます。仙台の事業者へ原材料を結びさんで卸しているというような状況と聞いておりますので。要するに、柴田で製品を完成までもっていっていないという、ちょっと部分がありますので、その辺を検討していかなければクリアできない部分なのかなとは考えてございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○13番（大坂三男君）　必ずしも完全な完成まで至らなくても、作業部分で50％以上の手間がかかっていればというような認識でおられるようです。柴田町の槻木の結びさんでは選別が、異物を除去したり、きれいにして、それは後、色をつけて、くっつけるだけの作業はそんなにかからないんだけれども、接着剤でくっつける作業も一部やっていると。全体の作業量の中で50％以上は、うちでかかっているんですというようなことをおっしゃっていましたし、ぜひその辺はきちっと調査をして、町内で身体障がい者の方が頑張ってやっておられるので。

　それと、テラモスというか、特に丸いもので、樹木をかたどったような形にしたものは非常に好評で、ちょっと注文に追いつかないくらいなので、柴田町の結びさんの施設では作業場が狭くて困っていたんですけれども、このたび補助金が出たので、ちょっと増築して、さらに注文に対応できるようにしたいので、ぜひふるさと納税にというお考えでおられるようなんですが、どうでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　結びさんの作業のほうで、ちょっとそこまで聞き取りをしている状況ではないので、柴田町の事業者で付加価値をどのくらいつけていられるのかという部分、その辺を調査しながら、ふるさと納税の返礼品として取り扱うことができるかどうか、総務省に確認しながら進めていかなければならない部分になりますので、こちらでもそういった形で進めさせていただければなと思います。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君）　今、ふるさと納税の金額が少し減ってきていますよね。さらに、今年は総務省の、ちょっと９月頃ですかね、牛タンに対して、ちょっとまずいのではないかなという話もあったりして、一時サイトから消えたときもあったんですけれども、牛タンについて答弁の中にもあったんですが、もう完全に大丈夫だという理解でよろしいんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　はらからさんの牛タンに関しましては、総務省からお墨つきをいただいてございますので、ご心配いただかなくて大丈夫だと思います。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○13番（大坂三男君）　それで、さらに新たな返礼品をいろいろ考えてはいただいていると思うんですけれども、牛タン、それから普通の牛肉なんかも非常に、ほかの自治体では好評で、出ているようなんですけれども、柴田はそういうものを、それから一つの考え方として、ずんだ餅なんかもいいのではないかとか、いろいろ考えがあるんですが、ちょっと担当者の方に、ずんだについては申し上げたこともあったんですけれども、ずんだ餅も含めて、牛肉を何とか返礼品に加えるというような考え方というか、方策はないものでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　牛肉に関しましては、やはりこの辺ですと有名なブランド牛、仙台牛とかがございますけれども、今回の総務省の認定の際の条件が、先ほども町長の答弁にありましたけれども、熟成肉の関係でかなり厳しい基準というか、設けられてございますので、その辺は牛肉の原産地の吟味だったりとか、そういったものはかなり必要になってくるのかなと思ってございます。

ずんだ餅に関しましても、原材料をやはり、ずんだだったり、枝豆、大豆だったり、餅の原材料といった部分で、産地についてかなり厳しく総務省からも指導いただいておりますので、その辺は慎重に進めさせていただければなと。それと、サイトを運営しております事業者からもいろいろアドバイスをいただいておりますので、そういったところと連携を図りながら進めていければなと考えてございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君）　その産地についても、同じ都道府県内であればいいという形になっていますよね、産地が。だから、そこから仕入れて、多少加工して付加価値をつけて出せばオーケーだと私は理解しておりますので、その辺も検討していただきたいなと思います。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　要望でよろしいですか。（「次の件に移ってよろしいでしょうか」の声あり）さきの、ずんだの件は要望としてよろしいですか。（「お考えを伺いたいと思います」の声あり）答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　検討をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○13番（大坂三男君）　それから、図書館の件なんですけれども、1階建てでいきたいというご答弁をいただきました。1階建てでも機能が充実していれば、それは構わないと思うんですけれども、旧図書館といいますか、今の図書館の活用についてご提案申し上げたんですけれども、子どもたちの屋内遊び場というだけではなくて、その一部を活用するなり増築するなりして、小さい子どもたちのための蔵書、絵本等をそこに確保して、見ていただくとか。だから、子どもたちの施設という考え方でやっていただくとありがたいなと思います。

そして、私は補助資料として北上のものを皆さんにお配りしておりますが、この近辺でそういう児童施設をちょっと見たんですね。名取市のムサシの2階にあるところとか、あと白石市は、こじゅうろう、子どもセンター、正式な名前はちょっと忘れましたけれども、そこは入っていくところの表に看板が、子どもたちやら市民の交流センターとなっていました。

ですから、柴田町で今から取り組もうとしている交流にぎわい拠点という考え方にちょっと合っているなと思ったんですが、やはり、私が行ったときはもう5時を過ぎて閉館になっていたんですけれども、外からのぞいてみますと、ちょっと北上と似たようなネット遊具なんかも充実しているようですし、あと絵本かどうかは分からないんで

すけれども、大きな本棚があって、そこにいっぱい本が並んで、その前が、子どもたちがそこで寝転びながら見るような感じのフロアの状態、あと子どもたちの椅子なんかもいっぱい並んでいて、一部図書館の分館みたいな形になっているのかなというふうな理解もしました。

名取のそういう施設も本なんかもいっぱいありましたし、柴田町に図書館を今回新たに造るに際して、今の郷土館を改築して、遊び場的な役割と、あと子どもたちの本を読んだり読み聞かせしたりというような子ども図書館みたいな役割も兼ねた施設にできるのではないかなと思います。

ちょっとご答弁の中では、具体的な姿はまだ見えていませんけれども、そういう形で、図書館本館、プラス、こっちの旧図書館は、そういう子どもたちのための図書施設という形で活用するという考え方もいいのではないかなと思います。

図書館についても、今度の、今の図書館の改造にしても予算はかかると思うんですけれども、今回、新図書館の予算は13億5,000万円となっていますが、それプラス、資機材の値上がりもあるので、新たな、こちらの今の図書館の改造費に、予定よりも以上、予算がかかるとなった場合に、それは今回の都市構造再編集中支援事業の中で、その予算の増額というものは可能なのかどうか、お伺いします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君）　まず、現在の図書館のリニューアルの件で、子どもの遊び場ということでご提案いただきまして、近年、宮城県というより、例えば福島県とかの須賀川市図書館ですと、本当に図書館と複合で、北上市のｈｏＫｋｏと同じ、民間業者が入って、ネット遊び場みたいな形で本当に……。

○議長（髙橋たい子君）　課長、すみません、質問の内容は、増額を考えているのかということだろうと思います。

○生涯学習課長（大宮かつ子君）　都市構造再編集中支援事業の増額につきましては、すみません、では都市建設課長のほう。

○議長（髙橋たい子君）　都市建設課長。

○都市建設課長（池田清勝君）　物価の高騰等で事業計画の見直しで増額の場合もあり得るのではないかということでございますけれども、都市構造再編集中支援事業の計画を出してございますが、そちらの全額が22億円ということで現在計画書を出させていただいております。その範囲内であれば変更というものは簡単に可能なのかなと思うんですけれども、それにプラスアルファとなりますと、新たな協議が必要となりますので、現在のところは、その範囲内でということでの考えで進めているところでございます。

○議長（髙橋たい子君）　補足ということで、町長。

○町長（滝口　茂君）　先ほど、生涯学習課長も答えないと、次に移らなかったと思うんですが、一応、図書館建設検討委員会では方向性として、図書館の中には、大人が利用するものと子どもたちが利用するも

の、両方設置するようにというようなご提案なので、図書館の中には２つの施設を入れたいと思っております。

今、大坂議員から、北上市の例でいただきました。私どもは、最初は運動する場所として検討していたんですが、北上市には一部絵本とかがあるということなので、それも加味した構想をこれから検討させていただければなと思っております。なぜ子どもスペースを図書館の中に入れるかというと、職員の配置問題に必ず行き着くんですね。ですから、２つに分けてしまうと司書らが大変だということなので、旧図書館の本は、司書が１か月に一遍ぐらい入れ替える程度の、そういう関わり方の子どもの図書室というようなことだったら考えられるのかなと思っております。

今22億円で、都市建設課長が言いましたけれども、３年前に実は国に相談し始めたときの金額ですので、その後、相当資材が高騰し、大阪万博は何千億とかというような金額、プラス、日本館は800億円いくということなので、物価が上昇しておりますし、また図書館については、規模についていろんなご意見を実はいただいております。ですから、議会でも７日に全員協議会の中で検討していただけるということでございますので、最終的には柴田町の将来の建設費に対する負担金と、将来の図書館の運営費、これが将来の財政にどのぐらい影響を及ぼすか。これは、やっぱり議会と情報交換者がキャッチボールをしながらいかないと、せっかく初めて造る図書館でございますので、中途半端と後で言われたくないなというのが町長の考えでもあります。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君）　必ず人権費の話は出てくるんだろうなと思って、私もその辺はちょっと頭に入れて、いろいろ見て歩かなくてはならないなと思って、子どもの施設、必ず入場料は取っているようです。何か知らないけれども、名取のほうは1,100円ぐらいになっていましたし、白石は300円でした。ただ、利用料、２時間。多分それは、そこにおられる受付の方とか事務の方の人件費として消えると思うんですけれども、将来の運営費については、多少なりとも利用料を利用者から頂ければ運営はしていけるのかなと私は考えておりますので、その辺も検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。利用料です。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君）　先ほど、すみませんでした。ほかの事例とか、私も調べていまして、例えば、先ほど言った須賀川の図書館ですとか、山形に新しくできた複合型の「くるんと」、長井図書館なんですけれども、あちらは児童遊戯施設が、複合なんですけれども、あちらは無料なんですね。ただ、すごく人気があるので、予約をして入替え戦みたいなこともしているようです。ただ、指定管理が入っていて有料になっている場合ですとか、あと多分こじゅうろうキッズランドも、恐らくあそこも指定管理なので、指定管理の関係とかで有料、無料は出てくるのかなと考えています。

それから、利用料についてはこれから検討なのかと思います。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君）　同じく遊戯施設として、太陽の村のモクモクサンドというものもありますよね。それと、ふるさと納税の使い道として、子どものための冒険遊び場等整備に関する事業というものもありますので、ふるさと応援基金も活用しながら、あれは必ずしも太陽の村だけを対象にしているわけではないと思うんですが、子どものための冒険遊び場整備等に関する事業、これは必ずしも太陽の村の場所だけを、キッズサイクル……。

○議長（髙橋たい子君）　大坂議員、議案の中にちょっと組み込まれているので、太陽の村の関係のことはちょっとお控えいただきたいと思います。（「ふるさと応援基金の使い道に関してお伺いしています」の声あり）答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　子どものための冒険遊び場整備等に関する事業という使い道がございます。こちらに関しましては、太陽の村を想定して、この事業メニューというか、そのメニューをつくらせていただいておりますので、図書館の中に子どものための、そういう遊具施設を入れるというようなお話がありましたけれども、そちらではちょっと難しいのかなと認識してございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君）　それは、太陽の村という文章はどこかに入っているんですか。これを、こちらに流用したりすると何かまずいことがあるんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（沖館淳一君）　失礼しました。メニューの中に、冒険遊び場という文言が入っているかと思いますけれども、この文言を使うところが太陽の村というような位置づけでございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○13番（大坂三男君）　そういうことであれば、残念ながら使えないんでしょうけれども、木育広場ですか、その利用度合いはどのような感じなんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君）　令和４年度の木育遊びの部屋の利用状況です。昨年度、127日間営業いたしまして、3,238人の利用がございました。うち未就学児が1,488人、小学生が129人となっております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○13番（大坂三男君）　分かりました。そちらの基金はこちらには使えないと理解いたしました。

　ぜひ、子どもの遊戯場という考え方、プラス、子どもたちのための図書館といいますか、本をそろえて、子どもたちを連れた親子の方々に来ていただいて、なおかつ隣接する図書館にも足を運んでいただくということで、にぎわいのある交流拠点になるのではないかなと思いますので、ぜひ実現の方向でお願いして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　後ほど回答ということだったものの回答ですね。どうぞ、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（工藤昌之君）　答弁漏れで、予算のほうですけれども、育児ヘルプサービスが49万円です。独り親の支援については48万6,000円です。それと、子ども食堂の補助については25万円です。ショートステイの予算については13万2,000円です。最後に、こどもセンターとカラーズハウスですけれども、一緒ですが1,846万2,000円の予算になっております。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　大坂議員、よろしいですか。（「分かりました。以上で終わります」の声あり）

これにて13番大坂三男君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩をいたします。

１時30分再開といたします。

午後０時２０分　　休　憩

午後１時３０分　　再　開

○議長（髙橋たい子君）　**再開いたします。**

休憩前に引き続き一般質問を行います。

17番平間奈緒美さん、質問席において質問してください。

〔17番　平間奈緒美君　登壇〕

○17番（平間奈緒美君）　17番平間奈緒美です。大綱２問、質問いたします。

大綱１問目、子宮頸がんの根絶を目指して。

子宮頸がんは20歳代後半から増加し、日本では毎年１万人以上の女性が新たに子宮頸がんと診断され、年間約2,900人が命を落としている女性特有のがんです。

子宮頸がんの予防には、ＨＰＶワクチン接種と子宮頸がん検診があります。ワクチン接種と検診は、役割が違うため、どちらも受けることが重要となります。

子宮頸がんなどの原因となるヒトパピローマウイルス（ＨＰＶ）感染症を防ぐワクチンの定期接種については、積極的勧奨は2022年４月から約９年ぶりに再開されました。また、積極的勧奨差し控えの期間に定期接種年齢を過ぎてしまった女性に対しても再度接種機会を設けるキャッチアップ制度も開始されています。また、接種に当たり事前に分かりやすい説明が必要だと考えます。

そこで、質問いたします。

１）積極的勧奨再開に伴う対応と現状は。

２）ＨＰＶワクチンの積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方々への対応としてキャッチアップ接種が行われ、令和４年度から３年間無料での接種が可能となっていますが、その周知方法は。

３）ＨＰＶワクチン接種への不安を取り除くために、どのような対策をしていますか。

４）子宮頸がん検診の受診率向上のため、調布市では20歳代の女性にＨＰＶ感染を自宅で検査できる簡易キットの無料配付をしています。特に、20歳代の受診率を高め、その後の定期的な受診を促すことが、早期発見、早期治療につながると期待されています。本町でも取り入れてはどうでしょうか。

５）男性がＨＰＶワクチンを接種することで、ＨＰＶ感染や、将来引き起こされるがんから自分を守ることができるだけでなく、大切なパートナーを病気から守ることにもなります。男性へのワクチン接種は2020年12月に４価のＨＰＶワクチンが承認されていますが、基本は自費接種となるため高額な費用がかかります。ワクチン接種の公平性からも、男性の接種費の助成は考えられないでしょうか。

大綱２問目、伝承していかなくてはいけない？　町民歌と柴田町民音頭。

町民歌や柴田町民音頭は昭和51年４月に制定され、町制20周年記念式典時に発表されています。町民歌は、自治功労者表彰式などの開式前にＢＧＭとして、一方で柴田町民音頭は現在披露される場がない状況です。制定されてから47年が経過していますが、町民みんなが知っている、歌って踊ることができるものにしていかないといけないと思います。町の考えを伺います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　平間奈緒美議員、大綱２点ございました。

まずは子宮頸がんの根絶を目指してということで５点ほどございます。

町では、令和４年４月に定期接種の中学１年生から高校１年生相当の女子の保護者659人に対し、ＨＰＶワクチン予防接種の予診票や説明書等を個別に送付し、接種勧奨を行いました。

令和５年度につきましても、２価、４価ＨＰＶワクチンに加え、９価ワクチンも定期接種が可能になったこともあり、中学１年生から高校１年生相当の女子の保護者595人に説明書などを個別に通知しました。

また、ＨＰＶワクチンは、一定の間隔を空けて同じ種類のワクチンを合計２回または３回接種します。積極的勧奨後の２回から３回接種完了者の状況は、令和４年度の定期接種対象者659人中34人、令和５年度は10月末現在で対象者595人中22人です。

２点目、キャッチアップ接種の周知方法。令和４年５月に平成９年４月２日生まれから平成18年４月１日生まれの女性で接種を完了していない方1,370人に対し、ＨＰＶワクチン予防接種の予診票や説明書等を個別に送付し、接種勧奨を行いました。

令和５年度は、新たにキャッチアップ対象となる高校２年生相当の接種完了者を除いた女性156人に

対し、予診票や説明書など個別に通知しました。また、その他のキャッチアップ対象者1,285人に対しても、９価ワクチンの定期接種が可能になった説明書等を個別に通知しました。さらに、接種勧奨として、７月15日号のお知らせ版に、ＨＰＶワクチン接種によるＨＰＶ感染予防等について周知を行い、12月15日号のお知らせ版にも再度掲載する予定です。

キャッチアップ接種の接種完了者の状況については、令和４年度は対象者1,370人中55人、令和５年度は10月末現在で対象者1,441人中25人となっております。

３点目、ＨＰＶワクチン接種への不安を取り除くための対策ですが、２点目で説明しました接種対象者への個別通知と一緒にＨＰＶワクチンに関する連絡先などの情報について記載されている、厚生労働者が作成したリーフレットを同封しております。

また、来庁されて相談があった方に対しては、厚生労働省作成のリーフレットの詳細版を使用して丁寧に説明するなど対応しております。

ＨＰＶ感染を確認できる自己採取法検査については、国立がんセンターが作成した有効性評価に基づく子宮頸がん検診ガイドラインに、国内でのエビデンスが不足しており、果たして受診率向上につながるか、さらに精密検査以降のプロセスにつながるかなどの実現可能性の研究が必要であることなどが記載されています。

また、同ガイドラインにはＨＰＶ検査単独法による検診を推奨グレードＡ「検診による利益が不利益を明らかに上回るので、検診としての実施を推奨する」と示されております。

また、令和５年８月に開催された厚生労働省所管のがん検診のあり方に関する検討会でも、ＨＰＶ検査導入に向けて課題の整理及び対応策に係る検討を行うとしています。今後、国の動向や他自治体の取組について情報を収集し、調査研究してまいります。

５点目、男性に対するＨＰＶワクチン接種は任意接種となっております。任意接種を実施する上では、経済的な助成以外にも、医師等との受入れ体制などについて十分な話合いが必要となります。また、ＨＰＶワクチンの男性への予防接種については、令和４年８月の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会のワクチン評価に関する小委員会において、男性に対する接種についても定期接種として位置づけることの是非について検討を始めたところです。

町としては、町単独での助成は難しいと考えております。今後、国や県、他自治体の動向について注視してまいります。

大綱２点目、町民歌と町民音頭です。議員おっしゃるとおり、柴田町民歌と柴田町民音頭については、昭和51年４月１日に制定し、同年４月29日に開催した町制施行20周年記念式典と併せて開催した柴田町民歌・柴田町民音頭発表会でお披露目した経緯があります。

平成29年３月会議に平間奈緒美議員からご質問いただいた後は、自治功労者及び町政功労者表彰

式及び柴田町民新春交歓会で斉唱しておりました。しかし、コロナ禍においては、町主催行事をはじめ様々な事業、イベントが中止せざるを得ない状況であり、残念ながら柴田町民歌を斉唱する機会はありませんでした。

町民歌につきましては、直近ですと、本年７月１日に執り行いました令和５年度自治功労者及び町政功労者表彰式の開式前や、令和５年１月８日に開催した20歳のつどいでの受付時から開式までの間に会場で流した経緯があります。また、令和６年１月９日に４年ぶりに開催する柴田町民新春交歓会においては斉唱する予定としております。

町ホームページにおいて、町民歌、町民音頭の音源等を公開しておりますが、郷土愛やシビックプライドの醸成につなげるためにも、今後も引き続き町の主催行事などの機会を捉えて、柴田町民歌や柴田町民音頭を町民の皆様に知っていただくよう工夫してまいります。

以上でございます。

○議長（髙橋たい子君）　平間奈緒美さん、再質問ありますか。どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　それでは、再質問させていただきます。

町長答弁でもございましたとおり、子宮頸がんにつきましては、特に若い世代の女性に多く発症するのが特徴で、特に20歳代から罹患者が増え始めて、30代までに年間約1,000人がかかると言われております。約1,000人の女性が治療で子宮を失い、妊娠ができなくなる最悪の事態もあるということで、特に若い世代ということで、子育て世代の女性に多いことから、マザーキラーとも呼ばれているそうです。

特に今回、質問に当たりまして、やはり子宮頸がんにつながるＨＰＶワクチンにつきましては、感染を防ぐことができる、それにより子宮頸がんの原因の50％から70％が防げるということは、こちらにも、厚生労働省の広報紙の中でも掲載されていたんですけれども、それについて、それではまずＨＰＶワクチンからご質問させていただきます。

まず、ＨＰＶワクチンの費用負担についてなんですけれども、これは国で公費として認められているわけですが、こちらのちょっと内容的なものをお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　ＨＰＶワクチンの費用負担についてですが、こちら中学１年生から高校１年生相当の女子については定期接種となっているために、自己負担はございません。町の費用としては、ワクチンの接種の委託料として、ワクチンが３種類あるんですが、２価、４価ワクチンにつきましては１回当たり約１万7,000円程度、９価のワクチンが１回当たり２万8,000円程度の費用が発生します。ただ、ＨＰＶワクチン接種は、定期接種の中のＡ類疾病というものに分類されまして、そうしますと９割が地方交付税措置というようなこととなっております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　９割が地方交付税措置ということで、残り１割は町、自己負担となるということですね。ありがとうございます。

それで、町長答弁でもありましたとおり、やはりＨＰＶワクチンの接種、数字でも接種対象者のうち、令和４年度ですと659人中34人、令和５年度は10月現在ということですけれども、595人中22人。この少なさというものは町としてどのように捉えているのでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　平間議員に先ほどおっしゃっていただいたとおり、子宮頸がんの予防に関しては、厚生労働省等も載っているとおり、ＨＰＶワクチンというのは非常に重要なことであると思います。ワクチンの対象期間となる中１相当から高１相当の方に対してのワクチンの接種率というのがあまり高くないということも事実でございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　９年ぶりに再開したということで、多分前回、接種が始まって、国で積極的勧奨は求めないというんですか、ということで、しばらくの間なかった。希望される方にはもちろん接種ができたわけですけれども、今回再開をして、国の公費で９割方できるということなんですけれども、やはりどこか不安があるのかなと。不安がどうしても拭えないから保護者の方も、保護者の方の同意がないと多分できないと思いますけれども、保護者の方の同意がないと接種することが難しいということでありますが、そのあたりを、もちろん受ける中学１年生から高校１年生までのお子さん、プラス保護者の方にどういった方法で周知をされているか。答弁でもありましたけれども、さらにちょっと詳しくお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　接種対象者につきましては、ほかの自治体と同様に、個別に送らせていただいております。５年度に関しましては、町長が答弁で申し上げたとおり、２価と４価のワクチンに９価のワクチンが加わったことにより、４年度において通知を差し上げた方にももう一度、５年度に通知を差し上げたところです。

ただ、厚生労働省でＨＰＶワクチンに関する調査で、接種率が低い要因というんですかね、そちらを調べているところがありまして、やはり「接種したくない・させたくない」「強く接種したくない・させたくない」と回答した人のうち、その理由としては、やはり「ワクチンが安全ではないと思うから」、それから「接種の決断を下すのに十分な情報を得られていない」と。それから、「友人たちが接種していないから」というような理由もあるので、柴田町でも同様に考えられます。

柴田町におきましては、個別通知の中に、接種の案内、当然ですけれども、厚生労働省のリーフレット、簡

易版ですけれども、そちらも入れて、予診票と一緒に送っているところでございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　個別の概要版、多分こちらになるんですかね、配付されているということなんですけれども、やはり私もいろいろ今回見せていただいて、本当に早くワクチン接種を受けることで、将来のところで不安が解消される。もちろんワクチン接種なので、絶対何もないということはないですし、それはもちろん前提としつつも、やはり保護者の方の不安というものも非常に大きいのかなと思います。

　そういった意味での、例えばこういう通知をお渡ししたとしても、それだけではなかなか理解が得られなかったり、まだまだ不安だったということもあるんですけれども、実際に町に、個別通知が送られたときに、保護者の方だったり、受けるご本人だったりとか、そういったところでの質問とか問合せとかというものは来ていたのでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　個別通知を差し上げた後、先ほど９価ワクチンも加わったということで、予診票を交換に来る方がいらっしゃったときとか、あるいは予診票をちょっとなくして、母子手帳を持ってきてもらって、再交付という形になるんですが、そちらで来ていただいた方にも、やはりワクチンどうなんだろうというようなことがあるんですが、それにつきまして、保健師、看護師が対応しまして、丁寧に一応説明はして、ご理解いただくような努力はしているところです。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　もちろん丁寧な対応をしていただいているということで、これからも多分問合せとかも来るかもしれませんので、さらに丁寧な対応をしていただければと思います。

　今回、町のホームページでももちろん周知をされていることで、こちらを見せていただいていたんですけれども、やはりどうしても文章だけになってしまっているというところが多くて、ほかの自治体なんかを見ると、分かりやすい図解だったりとか、そういったものも、例えば子宮頸がんのグラフ、特に20歳代から多くなっていますとか、そういったものを掲載することによって、なかなかホームページ上で難しいのかもしれないんですけれども、文章でというよりも、そういった視覚で訴えるということも一つ大事なのかなと思っておりますので。さらに丁寧な説明、プラスそういったところでの、ホームページ上でも文章だけでなくというところで、改めてお願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　今回ご質問いただきまして、いろんな自治体のホームページを見せていただきました。今、私ちょっと考えて、職員にも今日話をしたんですが、宮城県で11月17日に子宮頸がんに関する、何か新しく載ったところがありました。そこから見たら、動画とか、ちょっと載っていたので、できればそちらに飛

ぶような形というんですかね、何かそういうような工夫をして、視覚的にも皆さんに伝わるようなホームページのつくり方をしていきたいと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　やはり少しずつの工夫で、保護者の方、もちろん受けられるご本人も、そういったところで多分情報というものは得られているのかなと思います。やはり丁寧な対応というところ、大変難しいことはもちろん重々承知しているんですけれども、そして不安を取り除くための方策というものも今後進めていっていただければと思います。

　それでは、子宮頸がんの検診について伺います。実際、本町での子宮頸がんの検診の受診率というものはどのくらいになっているんでしょうか。伺います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　こちら、受診率というものを出すのは非常にちょっと難しくて、というのは、町で毎年、子宮頸がんの検診は3,000名程度ずつ受けていただいているんですが、町の検診というものだけで把握するような形です。職域で受けているとかというのは、ちょっと町では把握できていないんですが、令和４年度でいうと、20歳以上の女性の対象者１万5,584人ですが、そのうち町の検診を受診した人は2,898名で、受診率という形で出すと18.6％くらいになるのかなと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　18.6％を高いと思うか、低いと思うかはちょっと置いておいて、特に20歳代から30歳までの受診率、一番受けてほしい年代というものの受診率というのを町として把握されているでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　20代から30代の全ての対象者で、そのうち町の検診を受診した人は、20歳から24歳で6.2％、25歳から29歳で8.9％、30歳から34歳になると14.3％、35歳から39歳で20.8％と、このような形になっております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　20歳代から24歳、25歳から29歳代、10％を切っているということですよね。これを低い要因というものを、やはりこちらも分析というふうになると思うんですけれども、このあたりをどう分析されているのでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　20歳代の方の受診率が低い要因というものも、いろいろな報告書が出ております。その中で、やはり出てくる言葉としては、恥ずかしいことやお金がかかること、あとは子宮がんの知識についてあまり知られていないことなどが柴田町でも考えられるのかなと思っております。中には、初めての検診

で、産婦人科というんですかね、お医者さんのほうに行かれるというような、そういう抵抗もあるのかなと考えております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　やはり自分のときを思い出して、受けていたかというと、受けていなかったという、ちょうど私も早い妊娠でしたので、ちょっと受ける期間がなかったということもあったんですけれども、今課長おっしゃったとおり、アンケートなのかな、意見としては、やっぱり行くタイミングだったり、あとは受診に対しての知識がなかったり、ちょっと不安だったり恥ずかしいとか、そういうことも多分いっぱいあると思うんですけれども、そういったところを軽減していくために、今回、（４）番の自分で検診するというところで、検診のキットということで提案させていただいたんですけれども、やはりこちらに関しても、答弁では、実現可能性の研究が必要であることが掲載されていて、なかなかこちらも難しいということなんですけれども、実際これを取り入れているところで調布市を書かせていただきましたけれども、結構何か所かの自治体でも実際行っているというところなんですが、こちらについて何か情報とかは得ていられるのでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　平間議員より調布市の情報をいただきましたので、調布市も調べまして、あと県内では現在、健康推進課で確認しているところは、石巻市と大郷町の２つの自治体が簡易検査のキットを導入しているというような情報を得ております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　そういった、自分でするということで、それが正しいかどうかは、正確性を求められるとなかなか難しいところではあるんですけれども、まず入り口としては一つ、まず病院に行って受けられれば一番いいんですけれども、まず20歳の子がというところではなかなか難しいと思うんですね。もちろん自分１人で行くということも難しいでしょうし、そういうところで多分、受診率を向上するための一つの策としてやっておられると思うんです。もしそこで陽性だったりが出たら、次に病院にとか、多分そういう流れになっていくのかなと思うんですけれども、そのあたりを伺いたいと思います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　今導入している自治体で、石巻市にちょっといろいろお話を聞きました。石巻市、５年度の新規事業だそうです。自己負担は無料で、26歳から30歳で、かつ過去３年間、子宮頸がん検診の未受診者に対してキットを送っているというようなことで、効果としては、導入したばかりなので、まだ分からないというところなんですが、入れた理由としては、やはり子宮頸がんの受診率のアップということを掲げているようでございます。ただ、費用が１人当たり１万数千円かかるんだというようなお話もちょっといただいておりました。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　私も石巻はいろいろ情報を見ていたんですけれども、石巻の場合、26歳から30歳までの女性ということで、この世代はちょうど、早い方で結婚し、妊娠、出産とかという世代になってくるのかなと思うんですけれども、やはりそのあたりでしっかりと子宮頸がんへの知識だったり、検診を受けるための情報的なものをしっかりとする上でも、自主検査ということが大事になってくるのかなと思うんですけれども、なかなか町では難しいことはもちろん重々承知しているんですけれども、そのあたり再度、もう一回、しつこいようですが伺います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　簡易検査キットの導入につきましては、産科、婦人科の学会とかでもいろいろ話し合われているようでして、ＨＰＶヒョウの単独検査法というんですかね、そちらについても、学会としての意見で推奨しないとか、いろいろあって、なかなか難しいのかなと。あとは、陽性となった場合の制度管理がちゃんとできている自治体から入れていかないと、なかなか難しいなと。ただ、その場合は当然行政だけではできませんので、医療機関の協力を得られなければできませんので、なかなかちょっと難しいかなとは思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　分かりました。子宮頸がんの検診についてなんですけれども、今、令和５年度では６月１日から７月31日までということで、もちろん私のところにも検診のご案内というものが届いております。２か月なんですけれども、これは、ちょっと今回ほかの自治体も調べたんですけれども、半年とか余裕を持たせているところも結構あったんですが、柴田町で２か月という期間というように決めた、そのあたりの経緯なんかをもし分かればお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　子宮がん検診、町で委託をしているところなんですが、こちら対象となる医療機関が仙南だと限られておりまして、例えば柴田町が６、７月、次の自治体が８、９というふうに割り振られていかないと、医療機関の対応というんですかね、それができなくて、２か月間というようなことでなっております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　２か月ということになると、女性の場合はどうしても、そのうちの１か月に約１週間ぐらい検診が受けられない時期ももちろんあります。そうすると、実質２か月ではなくて、もう少し短い期間になると思うんですけれども、医師団とかお願いしている関係医療団体のところにももちろん調整していただかなくてはいけないと思うんですが、やはり２か月しか取れないという判断でよかったでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　いわゆる子宮がん検診を受けられなかった方、受けなかった方の未検者の検診という言い方をするんですが、こちら未検者の検診ということを近隣でやっている自治体もあるんですね。そういう自治体の情報は得ています。ただ、未検者の検診を行う場合には、当然検診の委託業者とか、受入先の医療機関とか関係機関との調整とかが必要になってくるのですが、今後に向けて課内でも調査研究していきましょうということになっております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　そうですね。医師会との調整ももちろん必要ですし、やっぱり期間を延ばしたからといって受診者が増えるかというと、またそこは置いておいても、やはり２か月という期間ではなくて、特に20代から30代、一番受けてほしい方というのは、例えば大学に行っていたり、働いて、それこそ土曜日、日曜日しかお休みがないという方も多いと思います。そういった意味でも、期間を長くしてあげるということも可能であれば、例えば半年間とか、そういったものもぜひ今後、医師会と調整をしていっていただきたいと思います。まず、これは要望でお願いいたします。

　それでは、次の（５）番の男性の接種に関してなんですけれども、こちらも国の動向や他自治体の動向に注視していきますという回答をいただいておりますが、本町で男性に４価ワクチンを打たれたという実績というものはあったのかどうか伺います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　今のところは把握はしておりません。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　分かりました。この全額助成している、パートナー接種とも言われているんですけれども、例えば、やっている自治体ですと、千葉県いすみ市だったり、秋田県にかほ市、東京都では小池知事が宣言をしているとおり、やっていると。それと、埼玉県の熊谷市だったり、山形県の南陽市だったり、いろんな形でやっているんですけれども、なかなか、国の動向を見ながらという回答をいただいているので、もちろんなんですけれども、これも通告書にも書かせていただいたとおり、やはり男性が一緒にすることで、女性にも安心、パートナー同士で安心できるというところにもつながっていくと思います。やはり動向を見てということになると思うんですけれども、そのあたり、もう一回だけお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　平間議員がおっしゃったように、こちらＨＰＶワクチンの接種について男性も必要かというところで、ＨＰＶにつきましては性交渉によって感染するということで、男性から女性へ感染も広がる可能性もあるということで、外国とかでは男性も接種が始まっているところにあることは承知しておりま

す。

国でも、答弁で申し上げましたとおり、こちらのＨＰＶ、男性への接種についての定期接種化につきましても協議が始まるというようなことを聞いておりますので、同じ答弁となりますが、そちらを注視してまいりたいと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　ぜひ注視していっていただきたいと思います。

今回、ＨＰＶワクチンと子宮頸がんはやっぱりセットで考えていかなくてはいけないのかなと思います。一番は、私も何人かの、ちょうどその接種をするお子さんをお持ちのお母さんたちにも聞きました。やはり過去のことがあるということで、ちょっと怖いとか、なかなか正しい情報というものが入っていないというところで、不安を抱えているという方がやっぱり多かったです。本当に打って大丈夫なのかしらというところで。

そのあたりの、一番は学校現場だったり、小中学校、高校、そして大学、もちろん社会人になってからというところでの正しい知識的な教育というものが必要になってくると思うんですけれども、そのあたりを町としてどう捉えているか。今後そういった教育をしていくことで、将来自分が子宮頸がんにならないとももちろん言えないですけれども、そのための対策を取ることはできると思うんです。そのあたりを町としてどう考えているか。教育現場として、お願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君）　ワクチンの接種につきましては、ご承知のように学校では、やっぱりワクチンを接種してからの体調不良等の変化に対して、きめ細やかな対処ができているということであれば、もっと積極的に進めたいということをできるのですが、現段階ではまだ控えているという状況なんですね。ただ、子宮頸がんというようなものについても、がんということについて学習する際に、やっぱり先生方にも紹介しながら、対応について検討していかなくてはいけないかなと感じていたところです。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　第37回がん検診のあり方に関する検討会、令和５年１月30日に、今後のがん検診の受診率向上に資する方策ということで厚生労働省から出ております。この中で、学校と連携した啓発例とか、いろんな事例なんかも出ております。ぜひこういったところを、もし、もちろん参考にしているとは思うんですけれども、さらに見ながらやっていただければいいなと思います。特に、本町は大学もある町です。ちょうど大学生、20歳になって、そういったところ、例えば成人式とか、成人式のいっぱいチラシも入ってくると思うので、そこでの啓発とか、少しでも子宮がん検診の受診率アップにつながると言われているところをやっていただきたいなと思います。

特に、大学の夏季休暇を含んだ８月から９月、子宮頸がん検診受診期間に設定して、学生の夏休みの

帰省時に併せて子宮がんクーポンを配付するとか、あと先ほど、検診なんかも町内の産婦人科とか中核病院が協力いただいているということですけれども、町村間の相互受入れなんていうことも必要になってくるのかなと思います。

あとは、せっかく、防災無線でかけてもというところなんですけれども、先ほどもホームページの件でも申しました。あとは、やはり一番は子育て中のお母さん方への受診率向上ということも、その辺も、例えばお子さんの検診のときにお伝えするとか、そういったところにもつながっていくのかなと思います。それと、どうしてもお子さんがいるとなかなか病院に行けないという方もいらっしゃるので、そういった方へのサポートなんていうことも考えられるのかなと思います。

ぜひ、どうしても、先ほど見た、10％行かない数字、行っても10％をちょっと超える数字、20歳から29歳、8.9％、30から34歳代で14.3％という本当に低い数値になっているので、そこを上げていくという対策をぜひお願いしたいと思います。特に今、町で何か受診率アップに向けて対策というものを考えていられるんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤正人君）　先ほども申し上げましたとおり、未検者検診につきまして、先ほど議員のおっしゃったように、半年の長い期間というのはちょっと難しいとは思うんですが、少しでもそういうことができるように関係機関と調整を図っていきたいと思っておりますが、こちらも調査研究していきたいと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　子宮頸がんは、やはり早期発見、早期治療につながることで、生存のみならず、妊娠のために必要不可欠な子宮を温存できるという可能性もあるということです。やはり早期発見、早期治療ということが大事になってきます。なかなか子宮頸がん、どうしても年々増えているということで、少しでも抑えるためには、やはり自分自身の体のことをよく知る、子宮頸がんについての知識を得るというところをまず一番にしていきたいと思っておりますので、今後とも受診率アップ、あとワクチンの接種率アップにつながるよう、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。町民歌、町民音頭、29年３月にもしました。その後、町長答弁でもありましたとおり、様々な場面で斉唱したりとかということでありましたけれども、私も久しぶりに、またこの質問をするに当たり、今でも頭の中で町民歌がずっと流れているような状態なんですけれども、今回質問するに当たったのが、やはりコロナということもあって、いろんなイベントができない中で、当時の答弁でも、いろんな工夫をしながら町民の皆様に知らせて工夫をしていきますという回答だったんですけれども、それがなかなか、なかったかなというのがどうしても否めなかったというところで、今回改めて質問させていただいたところでございます。

特に今回、質問することで、やっぱり少しでも関心を持ってもらいたいということが一番だったんです。一緒に斉唱したとかありましたけれども、そのときの感想といったらあれなんですけれども、どのように捉えられていたか。

初めて聞いた方もいらっしゃると思いますし、聞いたときの印象だったり、何かあったかなと思って、そのあたり、もし分かったらお願いいたします。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君）　町民歌の、例えば斉唱に関して等したときに周りの反応はどうだったのかというような中身だと思います。以前のことについては私は存じ上げませんけれども、今回、今年の自治功労の表彰式で斉唱をかけたんですけれども、そのときにみんなで大合唱になったかというと、残念ながらそういう状況ではございませんでした。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　多分その年代は聞いたことがないと言ったらいけないんでしょうね。うちの子どもたちにも聞いたんですが、何となく聞いたことはあるようだけれども、よく分からないと言われたのが実情でした。

　歌えることが一番ですし、これは町の歌ですから、皆さんが歌える、歌えなくてはいけないと私は思っているんですね。音楽は聞いたことがあっても歌えないという、ほとんどの方がそうだと思うんですけれども、そのあたり、やはりもっと普及活動と言ったらいけないんですけれども、あちこちで流れているという感じでもないでしょうし、何か町の式典とかで音楽を流すだけというよりは、やはり一緒に、以前はコロナでしたので、歌うということはもちろん禁止されていましたけれども、これからは一緒に歌いましょうではないですけれども、そういった場面というものも必要なのかなと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君）　折に触れて歌う機会やら何やらということでつくっていければとは考えますけれども、それがあまり、うるさがられてしまっては元も子もないので、そこを調整しながらコマーシャルを図っていきたいと考えています。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　１か月に一遍でも流れると耳に、私も本当にずっと、ふっと気がつくと町民歌を歌っていたりするので、怖いなと思うんですけれども、今回、何回か音源を聞いたときに、やはりどうしても昭和51年につくったという感じで、歴史を感じるなと思ったんですけれども、ぜひ、せっかくなので新しい音源にするとか、そういったお考えというものはないでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君）　今の音源につきましては、当時レコーディングしたものをパソコン上に載せたり、もしくはギテン用に使えるようにＣＤに取りあえず落として使っているという状況でございます。

　今、アレンジをして、また取り直してはどうかというお話がございました。国歌、町歌と考えれば、それを町としても無理にアレンジするということはしなくてもいいかとは思いますが、それを聞いて、これはいいな、何かできる

なということで、必ずしも町が主体ということでなくても、そういう才のある方々がチャレンジしていただくというのは大変ありがたいことかなと考えています。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　分かりました。なかなか、条例でも定められているというところで、そんな簡単にいじれることでもないですし、それは重々承知しているんですけれども、どうしても音源を聞くと、昭和、平成、令和というところで、やっぱり歴史を感じるなというところがあります。せめてアレンジはなくても、新しく取り直すということも必要なのかなというところで今回質問させていただきました。なかなか難しいということで、分かりました。

　それでは今回、町長答弁でもありました、令和６年度、４年ぶりに開催されます新春交歓会で斉唱するということだったんですけれども、やはり一緒に斉唱するだけでなくて、例えば町内のコーラスや愛好会の方たちがいらっしゃると思うんですけれども、その方たちをお招きして歌っていただくということも一つ、広めていくというか、町民歌を大切にするという意味では重要だと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君）　ただいま、例えばコーラスグループの人方に参加していただいて、披露していただいてはどうかというお尋ねでございました。先刻の「メタセコイヤの奇跡！」のオープニングで女性のコーラスグループの人方が合唱していただいたというようなこともございましたので、今年度できるかどうか、スケジュール等もございますので分かりませんけれども、そういう試みというものも大事かと思います。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　コーラスグループの方もやっぱり発表する場というのもあると思うので、ぜひそういった声かけをしていただければと思います。

　いろいろ町民歌はあったんですけれども、取りあえず置いておいて、町民音頭について伺います。前回、町民音頭のほうはちょっと何も聞かなかったんですけれども、町民音頭、すみません、私は本当に振りも歌もよく分からない状態で、大変恥ずかしいところなんですけれども、こちらについては、もちろんホームページを開けば音源は聞けるんですけれども、振りつけに関してはどのようになっているか。伺います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君）　私世代は町民歌も町民音頭も、どっちもフルで歌えるくらいの、勉強させられたんだと思うんです、当時。私はちょうど小学校の６年生くらいだったんですけれども、それで歌詞を見れば歌える状態なんですが、踊りというものは全然記憶になくて、今回ご質問いただきまして、多分ここだったらご存じなのではないかというところにお尋ねしました。ところが、そちらでも踊りについては、さあ、という回答でございまして、残念ながらリアルで踊ったという、狭い範囲の情報収集でございますけれども、踊ったという記憶がないとい

うことで、そういう状況でございました。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　ということは、多分フリーというか、音頭というか、振りつけというものは何を見れば載っているのかというところをちょっと伺いたいんですけれども、特にないということでよろしかったでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君）　当時発刊されましたレコードの表紙というんでしょうか、それには線画で描かれていました。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　柴田町民音頭も条例でもちろん定めているというところで、今、町、今年、特にコロナが明けたということで、いろんな町内会でも夏祭りとか復活していたところです。うちの場合はちょっと盆踊りはやらなかったんですけれども、やっているところもあって、その中で、やはり柴田町民音頭というものを踊らないといけないのかなというのは、ちょっと内心ではあるんですけれども、なかなか町内会でやっているのも、ほかのところの盆踊りだったりでやっているというところで、やはりしっかりと踊りだったりを伝承していかなくてはいけないというのは本当にあると思うんですけれども、そのあたり、どなたも知らないという、極論で言うと、そういう形と取っていいのかどうか。ちょっと伺います。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君）　先ほどお話ししたことは、あくまでも狭い範囲の情報収集でございますので、もう少し尋ねれば出てくるかもしれませんので、その辺は改めてお尋ねしたいとは思いますが、必ずしも清聴、柴田音頭だけではなくて、その音源を使いながらオリジナルをつくっていただくとか、そういうことでの普及も決して悪いことではないのかなと考えます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○17番（平間奈緒美君）　新しい振りつけと考えても、もし、いいのであれば、もちろんですし、ちょうど昭和51年４月に制定されて、あと３年で50年目を迎えるというところで、ちょっと50年を迎えるんだったら、例えば振りなんかも新しく変えてもいいのではないかなとも思ったりもしたり、あと町民歌にしても音源の取り直しとか、そういったところでして、少しでも関心を持ってもらうというところが一番、今回質問する上で大事なのかなと思います。

　町長答弁でも、郷土愛だったり、シビックプライド、特に小学校、中学校、子どもたちへの、柴田町のそういったものがあるんだよ、その心を忘れてはいけないんだよというところで、やはり町民歌、柴田町民音頭というのが本当に大事なものになってくるのかなと、私の中では思っております。やはりふるさとの歌を大事にしたいというのが今回の質問でありました。

皆さんが多分、今日この後パソコンで音源を聞いていただけるものだと確信をして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

○議長（髙橋たい子君）　これにて17番平間奈緒美さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

14時40分再開といたします。

午後２時２７分　　休　憩

午後２時４０分　　再　開

○議長（髙橋たい子君）　再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

11番吉田和夫君、質問席において質問してください。

〔11番　吉田和夫君　登壇〕

○11番（吉田和夫君）　11番吉田和夫でございます。大綱２問、質問いたします。

１問目、計画的にＡＥＤの野外設置を。

過去に私はＡＥＤに関する一般質問を何回か行っているが、直近の会議で質問した際の回答として、「土曜日や日曜日などＡＥＤの設置方法や適切な設置場所などについて調査を行い、平成33年度のＡＥＤリース契約更新の折に、屋外への設置についても検討してまいります」とのことであった。

現在、多くの自治体で野外設置に踏み切り、24時間365日利用可能となっていることも事実である。心臓が止まった場合は１分１秒を争う救命処置が必要で、心臓マッサージはもちろん、ＡＥＤの使用は最も有効である。いつの時間帯でもＡＥＤが利用可能な環境をつくるために再度提案する。

１）野外設置についてどんなことを検討したのか。

２）公共施設のＡＥＤは、夜間でも使用可能なのか。

３）各生涯学習センターの駐車場への設置も利用価値が高いと考えるが、検討できないか。

４）ＡＥＤの盗難が心配との答弁が以前にあったが、今も変わりはないか。

５）年次計画で野外設置を検討できないか。

６）小学６年生・中学２年生の救命講習は続いているのか。

７）女性に配慮するための三角巾等はＡＥＤと一緒に備え付けされているか。

８）貸出用ＡＥＤはどのように利用されているのか。

２問目、本町での熊による被害対策は。

熊に人が襲われる被害が全国的に過去最多となったとの報道があった。宮城県だけでも、熊の目撃情報

が11月10日現在、982件も報告されている。宮城県熊出没情報によると、県内では熊の出没がまだ多いことから、11月30日まで県内全域が熊出没警報発令中である。10月の県内目撃件数だけでも過去の３倍を超える240件となっている。令和５年11月７日付、河北新報です。

本町においても今年、数件の目撃情報があったと思ったが、県の報告には記載されていなかった。

そこで、熊からの被害を未然に防ぐためにも、餌と思われる農作物の管理や注意看板の設置など、どのような対応を考えているのか伺う。

１）本町での熊出没はあったのか。

２）出没近辺に注意看板の設置はしているのか。

３）本町での熊対策はどのように考えているのか。

４）柿の摘み取りができない人への対応は。

５）町民への注意喚起は行っているのか。

以上でございます。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。１問目の１点目から５点目まで町長。１問目の６点目、教育長。１問目の７点目、８点目、２問目、町長。最初に、町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　吉田和夫議員の、まずはＡＥＤの関係でございます。

１点目、最初にＡＥＤの設置状況についてですが、学校施設には19台、学校施設を除く町公共施設については29台、建物がある町の全ての施設に合計48台設置し、その大部分のＡＥＤを長期リース方式で運用しています。

野外設置については、平成30年度６月会議で、吉田和夫議員からの一般質問に答弁して以来、改めて検討しております。

検討した結果、医療機器であるＡＥＤを野外で保管するには、精密性を担保する温度管理機能や防犯対策となる格納ボックスの準備で、１台当たり15万円から30万円の追加費用が発生するほか、新たに電源を確保する各種工事、インジゲーター等の日々の点検のほか、いたずらや電極パッド、バッテリーなどの盗難はないのか、日常点検が必要なこと、いたずらなどの被害に遭った場合の補償問題の発生などの課題が多いことが分かりました。そのため、当面は管理人などがいる事務室等に設置することが望ましいと判断した次第です。

また、学校教育施設についても、令和３年度に小中学校体育館のＡＥＤのリース更新の際、屋外設置費用やセキュリティについて検討しました。その時点では、学校体育施設開放時には、校庭と体育館を同時に利用されている団体が多いこと、また開校時間や学校施設開放利用時間であれば、学校周辺でＡＥＤ

が必要な事態が発生したとしても、現在の運用で十分対応できると判断しました。

なお、参考までに町が設置した48台のＡＥＤの利用実績は、これまでの10年間で使用されたのは、船岡中学校体育館での１回となっております。

２点目、夜間でも施設管理の守衛や施設の代行員がいれば利用は可能です。町内各小中学校体育館につきましては、体育館内の入り口付近にＡＥＤが設置されておりますので、学校体育施設開放で夜間利用がある時間帯は使用可能です。

３点目、各種行事等で生涯学習センターや駐車場を利用する際にＡＥＤを必要とする緊急事態が発生したとしても、施設内に設置しているＡＥＤでの対応は可能と考えております。

４点目、近年、ＡＥＤを格納するボックスの盗難対策として盗難防止つきのものも出てきましたので、屋外に設置した際の盗難の可能性については、少しは心配が薄れましたが、一方で、いたずらをされたＡＥＤを使用したがために緊急事態に対応できなかった場合の町の管理瑕疵への心配については、これまでと同様でございます。

５点目、先ほど答弁したとおり、屋外設置の際にはＡＥＤのいたずら等について懸念があることから、現時点では年次計画を作成した上での計画的な設置の検討は難しいと考えております。しかし、町で設置しているＡＥＤのほとんどがいずれもリース物件であるため、リース期間満了時を含め、新たに設置する際には、直近の製品状況等や近隣市町の状況を勘案した上で、野外設置について検討してまいります。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　１問目の６点目、教育長。

〔教育長　登壇〕

○教育長（船迫邦則君）　吉田和夫議員の６点目、小中学生への救命講習についてお答えします。

今年度の状況ですが、小学校については、児童は講習を受けておりませんが、体育の授業でＡＥＤの設置場所や役割について学び、目の前で人が倒れた場合、勇気を出してＡＥＤを活用しようとする姿勢を養っています。

中学校については、船岡中学校の３年生が柴田消防署の協力を得て、３時間の普通救命講習を受講しております。ＡＥＤの使用手順を実践形式で習ったほか、119番通報の注意点や止血方法などについても指導を受け、修了証を取得しました。

今月には、槻木中学校でも１年生を対象に、柴田消防署の協力を得て講習会を開催する予定です。

引き続き、応急手当を適切に行うことによって、命を守ることの大切さについて学ぶ機会を設けることができるよう学校を支援してまいります。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　１問目の７点目から、町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　７点目、三角巾等ですね。ＡＥＤの格納ボックスの中に配備されている三角巾については、ＡＥＤを使用する際、特に対象者が女性である場合のプライバシー保護や応急手当にも活用できることから、採用されている自治体が増えてきているようですが、町が設置しているＡＥＤについては、ほとんど三角巾を備えていない状況です。

なお、人が倒れているという緊急事態である場合において、プライバシー保護という観点で考えた場合の三角巾を備えたＡＥＤの必要性については、それほど重要度は高くないのではないかと考えております。

８点目、町で設置している、いずれのＡＥＤについても、貸出し用のＡＥＤとして捉えてはおりませんが、庁舎内に設置しているＡＥＤについては、町主催の事業であれば、貸し出して外部に持ち出すことは可能です。一方、町の体育協会が所有しているＡＥＤについては、スポーツ団体等から大会等で使用する希望があれば貸出しを行っております。直近ですと、10月に開催した地震対策総合防災訓練時に庁舎内のＡＥＤを訓練会場に持参し、緊急時の対応に備えた経緯がございます。

以上でございます。

○議長（髙橋たい子君）　２問目、町長、答弁願います。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　では、熊による被害でございました。５点ほどございます。

熊の出没です。今年度、町民や警察からの熊に関する目撃情報や痕跡情報は、11月27日現在で21件の情報が寄せられておりますが、うち７件はイノシシや鹿など他の動物の可能性が高いと判断しており、熊の出没と判断される14件のうち、録画されていたものが１件、目撃が１件、柿への食害や足跡などの痕跡が12件となっております。

２点目、町では熊に関する情報が寄せられた場合、柴田町鳥獣被害対策実施隊とともに現地確認を行っております。確認の結果、熊の再出没の可能性が高い場合には、注意看板を設置しております。

３点目と５点目は一括でお答えします。柴田町に熊が出没する場合は、町の北西部の山間部と、南部の角田市の境界付近で、行動圏40平方キロメートルと言われている熊は、町内にとどまることなく、近隣市町をまたがって行動しているものと推察しています。対策としては、熊が再び現れないように、爆竹やロケット花火による脅かし、餌となるようなものの撤去の依頼と、熊との遭遇を避けるために住民等への注意喚起を対策の基本としております。

町民への注意喚起としては、出没地域の行政区長への連絡、広報車による広報活動、メール配信やＬＩＮＥ、ｋｈｂテレビ回覧板による情報発信を行い、併せて警察や教育機関等に情報提供を行っておりま

す。

４点目、熊の食害に遭った柿の木の所有者に対しては、柿の摘み取りができない場合には伐採を依頼しており、自宅の裏山などで放置していた柿の木の伐採に協力をいただいた方もおりました。しかしながら、伐採に至らない場合も多く、高齢化とともに手入れの行き届かない柿の木が増えていることも危惧しております。

町といたしましては、今後も粘り強く放置された柿の木の伐採の依頼を続けるとともに、所有者が伐採できない場合には、圃場整備事業等で各地域に設立された農業法人が柿の木の適正管理について作業できるように提案してまいります。

以上でございます。

○議長（髙橋たい子君）　吉田和夫君、再質問ありますか。どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　先ほども町長答弁でも、柴田町で48台設置されているということですけれども、柴田町のホームページを見ると、31台しかないんですね。これはすぐ更新すべきだと思いますけれども、ホームページは確認しているでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君）　ホームページ上のＡＥＤの台数についてのご質問でございました。議員おっしゃるとおり、今、町長答弁で述べました48台という数と、現状のホームページでの数31台については乖離がございます。こちらにつきましては、早急に直そうと考えているところでございます。

以上です。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　ＡＥＤのある場所等は、常に設置場所等を明記されているのが当然だと思います。仙台市では六百数十台全部、住所から場所から明記されておりますし、本庁でも、たしか何台かあるんですけれども、本庁にはどこに設置してありますか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君）　庁舎内の設置場所というご質問だったと思います。町民環境課のカウンターのところに１台と、あと保健センターのところに１台と、貸出し用と先ほどありましたが、福祉課のところに貸出し用で置いているところでございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　２台あって、先ほど危機管理監が答えたので、危機管理監にも質問しますけれども、カウンターのどこにあるかご存じですか、ＡＥＤ。柴田町の町民環境課のカウンターのどこにありますか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君）　場所についてでございますが、町民環境課に行って、順番を待つ装置があり

ます、機械、何番何番という。その反対側の記載をするカウンターのところにございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　明確に分かるようなところでないとできないんですね。土のうステーションと同じように、ここにありますという、柴田町の入り口にはＡＥＤがあるという看板は出ています。では、どこにあるのかと、私もいろいろな人に聞きました。私も確かめてみたんだけれども分からなかったです。今、危機管理監が言うとおり、お客様が申請する台、その下に置いてあるんですね。これは見えないんですよ。だから、例えば駆け寄ってきますね、心臓が止まった人のためなので、多分ＡＥＤとかと叫んでくるから分かるのかもわかりませんけれども、ちゃんとしたＡＥＤがあって、看板があって、その下にちゃんとあるとかというふうにしておかないと、ＡＥＤの存在価値は出ないと思うんですね。

48か所全部見るつもりはありませんけれども、誰が見てもそこにＡＥＤがある。こういう方向できちんとしていただきたいと思いますし、先ほどの町長答弁でも、ＡＥＤの野外設置、私はこれで３回目なんです。近隣にはないんですけれども、増えていることは確かで、野外設置について町長にアドバイスしたのはどの課ですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君）　ＡＥＤ48台、それぞれの課でリースをしてございます。リースをしている課のみんなで町長とアドバイスをしたということでございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　だとすれば、例えば学校のＡＥＤ野外設置について、最近の情報あるいは全国的な推察、これなんかは学校でどんなアドバイスをしたんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威仁君）　学校のＡＥＤにつきましては、吉田議員おっしゃるとおり、自治体によっては外に設置している状況もありますということで報告はしております。ただ、うちの町の現状といたしましては、校舎内に１台、あとは体育館の中に１台、先ほど答弁申しましたとおり、運用につきましては、休日なんかは校庭と体育館を一緒に使っている機会が多いので、今のところの運用で大丈夫ですということで報告させていただいております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　私は屋外にというようなお話をしましたけれども、結構、学校なんかでは屋外に設置しています。ネットの検索で、検索エンジンというものは今すごいらしいんですね。例えば、学校、ＡＥＤ、屋外あるいは野外とかとすると、たくさん出てきます。そういうようなものもきちんと学校関係、生涯学習センターなり公民館、あるいは契約云々とかといったら総務課なりときちんと協議して、検討して、そういう検討の形が、私が答えを聞かれるのかなという想定はしておりました。そういう形で町長にアドバイスできていれば、ひょっ

としたらもっと進むのかなという期待はしていたんですけれども。

例えば、学校２つだけ紹介します。５月23日、宮崎県の公立小中学校、休日や夜間でも緊急事案に対応できるように、学校に原則１台配備しているＡＥＤを屋外に移す動きが広まっている。2020年度から今年４月までに、72校中30校が野外に移設したと。教育委員会では、いざというときに地域の人たちに活用してもらいたいと呼びかけていると。そんなこともありましたし、最近では９月25日、さいたま市では市立中学校、全58校の正面にＡＥＤを設置したと。こういう記事も、例えば学校、ＡＥＤ、屋外とすると、こんなことも出てくるので、確かに広まっているなというようなものを検討されたのかなと思っておりましたけれども、公民館なんかはどうなんでしょうかね。公民館とか、いろいろ調べてみたんでしょうかね。公民館、学習センター、どうですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（大宮かつ子君）　全国的に公民館でＡＥＤの設置ということで、私もちょっと調べてみたんですけれども、なかなか、宮城県近隣の、まず仙南２市７町の状況とかも聞いてみたんですが、まだちょっとそこまで至っていないようなところもありまして、公民館施設としては、令和５年度に槻木学習センター、４年度にほかの学習センターのリース期間の更新時期に当たっていまして、その際には業者からいろいろ聞き取りを行ったときには、やっぱり精密機械なので、室温管理がなかなか難しいので推奨できなかった。あとは予算的な面で、ボックスの分がちょっと増額になるような部分もありまして、屋外の設置を提案するまでには至らなかったという状況がございました。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　町長答弁でも、ボックス型は電気工事は必要だ、あるいは15万円から30万円かかると。この内容的には、どの課が提案したんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君）　総務課で提案してございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　今、製造メーカーでは電源の要らないものもたくさんネットでは10万円ぐらいから出ています。それも日本の記録されている最高気温、最低気温をクリアしているというボックスもあります。また、太陽光を使ったものも出ております。いろんなボックスなんかも出ているんですけれども、そういうものはご存じないでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君）　ボックスの種類でございますが、議員おっしゃるとおり、電源の要らないものから、電源の必要なものまで、それぞれの値段が違ってくるということも調べたところでございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　そういうのだとすれば、例えば10万円でボックス型の屋外に設置できるということであれば、最初に設置してみるとかですね。答弁にありましたけれども、直近の製品状況等や近隣市町村の状況を勘案した上で、野外設置について検討しますという町長答弁でしたけれども、近隣、宮城県では今のところありません。どこかでやったら検討するんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君）　仙南４市９町で確認したところ、設置はございませんでした。また、町長答弁でありますように、ボックスの最新の機器の状況等により検討してまいりますということでございましたので、近隣市町村でそういった情報を取りながら、細部は検討して、研究してまいりたいなと思っております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　そうではなくて、ほかの市町村ができたら、うちでも検討するではなくて、うちのほうから最初に入れてもらって、ほかの市町村に波及していくという方法を取れないかなと。

例えば、私が一番最初に質問したときは2018年だったかな、そのときに、最初に設置したところが、私が調べたら、茨城県の龍ケ崎市というところで設置しました。その新聞記事があったんですけれども、国内で初、屋外に設置。こういうのがあったんですね。例えば、私が質問したときに実施していれば日本初だったのかも分かりませんけれども。

宮城県の石巻、女川、大震災のときの復興住宅、災害住宅の正面入り口に屋外型、全部設置されていました。それが私は分かったもので、石巻市に電話して、まだありますかと聞いたんですけれども、担当課では、もう既に１件もありませんということで、女川も同じです。

だから、宮城県内では屋外に設置しているところはないので、今回こそ、また土のうステーションと同じように、柴田町から発信できないかな、これでまた命を救えるんだったらいいな、365日24時間使えるよと。こういう意思表示、こういう形では取れませんでしょうか。ほかの周りが設置したら、うちも検討するではなくて、もう既に６年前から検討しているわけですから。１台でも外にという考えは、危機管理監、町長に進言できませんか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君）　ＡＥＤそのものが医療機器と、しかも精密機器というところで、総務課でリースしているものに関しましては約40万円ぐらいの費用がかかってございます。やっぱり一番心配なことが、必要なときに必要な機能を発揮して、必要な性能で、その方が助かるというような状況に、良好な状態に365日24時間、維持できるかどうかということが最大の懸念でございます。

そのためにも、ちゃんとしたやっぱりボックスも必要でありますが、それを管理する職員が毎日、朝か昼かは分かりませんけれども、使うとなれば朝方、出勤時が一番点検のする時期だとは思うんですが、夜間にどのよう

な方がいたずらをする、盗難をする、そういった心配がありますので、その辺を考えますと、やっぱり近隣市町で導入している状況も鑑みながら、また、盗難、いたずら、そういったものが本当に少なくなるような機器、ボックスができるのであれば導入してもいいのかなと考えているところでございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　私の質問の中にも４番のところに、ＡＥＤの盗難が心配との答弁が、これは町長が答えているんですね。屋外に設置されない大きな理由は盗難。それが高価な機器でもありますし、いたずらされても困るというようなことであったので、いろいろ調べていくと。今はさほど心配ないんですね。これが、例えば屋外設置のＡＥＤ収納ボックスは誰でも使えるように基本的に鍵をかけることは当然ありません。鍵をかけられるというシステムもあったとしても、いざ使うことからすれば、鍵はかけられないと。屋内に比べて盗難に遭う可能性は高くなることも事実です。しかし、2014年７月、ヤフーオークションでＡＥＤの出品が禁止になっています。また、オークションサイトなど中古のＡＥＤが出回ることはなくなりました。そのため、盗んでも販売する方法が少なく、かつＡＥＤは販売するのに今度は資格が要るんですね。資格が必要な医療機器になるため、無許可で販売すること自体が重い罪になりますと。こういうふうに法律も変わっているんですね。

　まだ町長、そういうような考えがあるんだったら、もう違うというようなことで、これを論破しようと思って私は一生懸命調べていました。盗まれる心配はゼロではないかも分かりませんけれども、そういう法的なものも出てきたと。危機管理監、知っていましたか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君）　今、吉田議員がおっしゃった内容については存じ上げてございました。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　ボックスを造っている飯田電子さんというところがあるんですけれども、そのところでも実際に盗難に遭ったというお話はゼロではありませんが、ほとんどありませんと。そして、全ての機種でドアが開くとブザーが鳴ります。警報器が鳴るんですね。それ自体、まず抑止力が働きます。そして、鳴ったとしても、命をもちろん助けなければいけないので、それを使うと。ゼロではないんだけれども、ほとんど今もないですと。いろんな機器なんかを見ると、ほとんど盗難に、何万件販売していますけれどもゼロですというところもありました。ほとんど心配ないのかなと思うんですけれども、なかなかできないようですので、また検討という形になると思うんですけれども、ぜひとも１台、外に出していただいて、検討するという方法も取れると思うんですけれども、いかがですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君）　試験的に外に出して検討する方法も取れるというお話でございましたが、あくまでもＡＥＤは緊急時に心臓が心室細動を起こしている方のために使われるものであって、役場が調査研

究のために一旦、試験的に外に出すというような形態を取るというのは、どういうものかなと感じますので。まずはやっぱり、先ほども申しました、繰り返しになりますが、ボックスの性能なりそういったものが技術的に進化してくれば、そういうこともできるのかなとは思っています。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　私は、もし自分が検討するんだとすれば、そういうボックス、あるいは屋外になぜ設置しなければいけないかとか、そういうふうには考えますよね。そして、先ほど言ったとおり、48台のＡＥＤで、実績が１回、船岡中学校と。これはいつですか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君）　令和５年10月28日土曜日でございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　今回のやつですよね、今年のですね。私も調べてみたんですけれども、５分、６分では遅いんですね、ＡＥＤを使うのは。救急心臓マッサージはするんですけれども、併用して５分以内が理想的であると、全国平均では４分という形になりました。

４分というと、やっぱり行動範囲を狭めていかなければいけない。そう考えたときに、例えば、私は槻木に住んでいますので、槻木の例を取れば、上町、四日市場にセブンとかありますよね。そこにもＡＥＤなんかがあるので、その真ん中だったら生涯学習センター、この辺の駐車場にあったら、もっと行動範囲が狭められる。行って帰ってきたら５分、行って戻ってこなければいけないので、もうちょっと近いところにないかなと考えたんですけれども、そういう身近にＡＥＤをもっととか、屋外にあれば一番いいんですけれども、そういう考えは持てませんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君）　今、質問２点ほどあったと思います。まずは、現在ある48台の数を増やして、２分以内に持っていける位置に配置できないかという質問と、あとは屋外にできませんかという質問だったと思います。

まずは、48台につきましては、増やすという考えは今のところはございません。

それと、屋外につきましても、繰り返しになりますが、盗難のおそれはなくなったと、ホームページなりボックスを造っているメーカーのところの中では書いてございますが、何が一番心配かと申しますと、やっぱりいたずらかなと思っています。ＳＮＳが発達して、承認欲求が強くなっている若い子どもたちが、すし屋でのしょうゆぺろぺろとか、後はコンビニの冷凍・冷蔵庫に入るとか、そういったものを動画にアップして、そういう承認欲求、「いいね」をもらうという、そういったことがどんどん増えてきているという中で、野外にＡＥＤを置いて、それでいたずらをされないかというのが非常に心配なところでございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　もう私は３回目、ＡＥＤで屋外設置を望んでいるんですけれども、あとはＡＥＤのお話はもうしないつもりでおりますので。

ただ、町長の言った、ＡＥＤに付随している三角巾、これはどういう人が倒れるか分かりませんけれども、年齢のいった女性であったとしても、胸に直接当てるわけですけれども、それほど重要度は高くないというお話でしたが、ほかの市町村では、どんどん三角布だけボックスに入れております。設置して、見られないように布で隠せる、あるいは毛布でもあればいいんでしょうけれども、最初に入っていれば、そんなものでもいいのかなと私も考えているんですけれども、これはお金も何もかからない。三角巾を畳んでボックスに入れるだけですけれども、これでもそんなに需要は高くないと見ているんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君）　ＡＥＤの中に三角巾を入れるという質問でございました。私は前職、１年に１回、救急救命の検定を受けてございます。当時は、女性のつけている下着、ブラジャーは外すと。要は、金属がついているので外せと。あとはネックレス、これも外す。あとはペースメーカー、これもついていれば使えませんということでしたが、近年はブラジャーも外す必要はない。ネックレスもつけたままでいい。ただ、それが直接パットに触れなければいいですという具合になってございます。

したがいまして、ブラジャーをずらして、直接ブラジャーに触れなければいいし、あとはネックレス等もずらすと。ペースメーカーにつきましても、埋め込まれていても、埋め込まれていることは見た目で分かりますから、ぽこっと出ていて、そこは外して使用できるというふうになってございます。

加えまして、東京都多摩府中保健所ですか、女性に配慮したＡＥＤの使い方という中では、パッドを張った後に、上から上着やタオルなどをかけても大丈夫だと。要は、昔は何か上にかけたり、そういうようなものがあると感電というか、そういったことで倒れている方に影響を及ぼすという考えがございましたが、そういったところは現在では、なくなっているというところでございます。直接パッドがお体に触れていれば、それでいいという流れでございます。

また、ＡＥＤが入っているボックスに三角巾、こちらはそんなに高いものではございませんので、入れることは可能かと思うんですけれども、そもそもリース契約をしている上で、そういった契約にないものを勝手にその中に入れておいていいものかということも、それぞれ契約している部課で検討して、やっていかないと、すぐに買って入れるということはできないのかなと考えてございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　契約している担当のところでも、きちんとお話をしていただいて、タオルでも何でもいいんです。先ほど危機管理監の言ったとおり、ブラジャーとか金具とか、今分からないようなものもありますから、

いざ使うというようなときには、これは外していいのかどうかというよりも、外してしまって、上にかぶせたほうが手っ取り早いと思いますので。そういうことも検討していただくように、きちんとお話しして、三角巾なり何か胸に当てるようなものを入れていいですかと。これはすぐ検討していただけると思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君）　それぞれ施設に設置しているＡＥＤのリース期間とか、いろいろあります。そういった中で、更新時にそういった三角巾も加えたリース契約とするとか、いろんな方法はあると思うんですけれども、持っている課と、ちょっと検討をお願いして、リースしている会社で、そういったものを入れていいのかどうかということは聞いて、もしよければ三角巾を中に入れるということは可能ではないかなとは今、個人的には考えているところでございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　ぜひ検討していただきたいと思います。

ＡＥＤの最後に、貸出し用ＡＥＤ、これも６年前に私が質問したときに、体育協会で予算を取って入れたということで、実際には今、貸出ししていないというお話でしたけれども、柴田町の考え方として、野外で大きなイベントあるいは何か大会とかというのであれば、講習を受けた人が必ずそれを持って、その大会に臨まなければならないみたいな義務なんかあれば、もっと命は何かあったときに救えるのではないかなと私は思ったんです。これはどうでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（杉本龍司君）　大会等で資格を、必ずそういう講習を受けた人というんですけれども、基本的にスポーツの指導者資格という研修があるわけですね。公認指導者の資格の中で、ＡＥＤの関係の研修も内容は含まれていますので、そういう意味では基本的には資格を持った人と。講習は受けていないかもしれないですけれども、そういう内容についての研修は受けているという形で認識しております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　これも大会のあるときには、外でやる場合はきちんと持っていたほうがいいと思いますので、ぜひともこれもお話ししていただきたいと思います。

最後に、熊ですけれども、多分柴田町では熊の対策については今回始めてではないかなとは思うんですが、昨日、亘理からは12月も熊出没注意報がなされているようでございます。このギャップですね、私が質問書に書いたとおり、私も何回か熊が出没したというのを聞いているんですけれども、11月10日現在の宮城県の熊出没情報には、柴田町はゼロ件でした。その差というものを教えてくれませんか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君）　県へ情報を出すものは、熊の痕跡が新しいもの、日数が経過していないもの

で、明確に確認ができたもの、カメラに映っていたり、足跡があったり、柿への食害があったりしたものを情報提供したところでございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　11月25日現在の宮城県の出没状況を見ると、柴田町５件。すると、この５件は確実に熊だということでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君）　11月15日に入間田の内ノ馬場地区で柿の木を食害した熊の真新しい痕跡が確認されていたことから、県へも情報提供しまして、併せて今年度、町民へメール配信等で流していた情報等も精査し、追加で１件の掲載をいただいたところでございます。11月27日現在の県の熊情報集計表に本町は８件掲載されております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　そうすると、先ほどの町長答弁では12件という話でしたけれども、あとの４件は熊ではなかったということでしょうか。今、宮城県では12件、柴田町であると言っていましたね。町長答弁では12件、先ほど課長は８件と言ったので、12件との差はどうなんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君）　町長答弁のほう、先ほど21件の情報が寄せられていると答弁しております。うち７件がイノシシや鹿ということでございまして、判断されるものが14件と、町で判断してございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　それと、注意看板も設置しているというようなことでございます。入間田とか成田が多いようでございます。私も周辺に、言われたところに行ってみたんですけれども、やはり行って、写真を撮って、ひょっとしたらこの辺から出てこないかなと、言われれば恐怖感を覚えるんですけれども、周りを見ていて感じたものは１つあったんですが、田畑に残飯なんかを置いているところもあったので、そういうようなものを熊が食べに来たら大変だなということで。

　例えば、先ほどの答弁もありましたけれども、柿の木のなっているところで、どうしても高齢になったので取れないとかという、ボランティアとか柿が欲しい人は取ってくれませんかと、こういうメッセージなんかは、来年の、例えば10月頃から発信なんかはできないんでしょうか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君）　マッチングなんですけれども、当面は加工施設を持っている農業者に柿の活用を提案できればと思っております。大体、町で柿を活用しているのは、ころ柿と言われる干し柿、あとはそのままの在来の甘柿、あとは柿の渋みを脱渋する、焼酎なんかに10日ほど漬けるんですけれども、そういった柿を３

種類ほど直売所で提供しておりますので、そういった加工について提案してまいりたいと考えております。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　それと、ホームページかなんかで熊の出没注意報、これはいろんなところでホームページにも出ているんですけれども、本町では熊出没の注意報なんかは出していないんでしょうか。何か、ほかから見ると、冬眠しない熊もいるのではないかというところもあるので、熊の注意なんかは必要だと思うんですけれども、仙台市では12月１日か２日あたりに新たに熊注意報のホームページに出ていました。本町では、そういう注意報は出されませんか。

○議長（髙橋たい子君）　答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（熊谷英樹君）　町長答弁にもあったんですが、ＬＩＮＥやメールで配信しているほか、ホームページにも一応熊の出没情報として載せております。11月後半に入って熊が大分出ておりますので、放置された柿などを取ってください。それと、同じようなものをｋｈｂのテレビ回覧板にも掲載しているところでございます。

○議長（髙橋たい子君）　再質問どうぞ。

○11番（吉田和夫君）　分かりました。私もあちこち見て歩くと、そう言われれば、あちこちから出てきそうな気もするので、注意看板あるいはホームページなんかでも、山手側のところの散歩なんかをするときにはラジオをつけたり、鈴をつけたりとかということは今もやっぱり必要なのかなと思うので、被害に遭わないように注意喚起をきちんとしていただければなと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（髙橋たい子君）　これにて11番吉田和夫君の一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前９時30分再開といたします。

ご苦労さまでした。

午後３時３３分　　散　会

上記会議の経過は、事務局長大山　薫が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和５年１２月４日

議　　長　　髙　橋　たい子

署名議員　　5番　森　　裕　樹

署名議員　　6番　加　藤　　滋